

うきは市告示第88号

令和6年第3回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

令和6年8月28日

うきは市長 権藤 英樹

記

1 期 日 令和6年9月6日（金）午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

○開会日に応招した議員

高木 亜希子君

高松 幸茂君

樋口 隆三君

組坂 公明君

佐藤 裕宣君

野鶴 修君

竹永 茂美君

岩淵 和明君

中野 義信君

佐藤 湛陽君

伊藤 善康君

熊懷 和明君

江藤 芳光君

○9月9日に応招した議員

○9月10日に応招した議員

○9月11日に応招した議員

○9月27日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和6年 第3回(定例) うきは市議会 会議録(第1日)

令和6年9月6日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和6年9月6日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程(報告第4号から報告第9号まで6件、議案第36号から議案第56号まで21件、請願第2号1件)
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告(総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会)
- 日程第7 決算特別委員会の設置について
- 日程第8 決算特別委員会への議案審査付託
- 日程第9 報告第4号 令和5年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第10 報告第5号 うきはの里株式会社の経営状況について
- 日程第11 報告第6号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定について)
- 日程第12 報告第7号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定について)
- 日程第13 報告第8号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定について)
- 日程第14 報告第9号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定について)
- 日程第15 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度うきは市一般会計補正予算(第3号))
- 日程第16 議案第38号 令和6年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第39号 令和6年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第40号 令和6年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第41号 令和6年度うきは市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第42号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第21 議案第44号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第22 議案第45号 電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の変更について
- 日程第23 議案第50号 うきは市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第24 請願の委員会付託（請願文書表）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程（報告第4号から報告第9号まで6件、議案第36号から議案第56号まで21件、請願第2号1件）
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告（総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会）
- 日程第7 決算特別委員会の設置について
- 日程第8 決算特別委員会への議案審査付託
- 日程第9 報告第4号 令和5年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第10 報告第5号 うきはの里株式会社の経営状況について
- 日程第11 報告第6号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）
- 日程第12 報告第7号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）
- 日程第13 報告第8号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）
- 日程第14 報告第9号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）
- 日程第15 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度うきは市一般会計補正予算（第3号））
- 日程第16 議案第38号 令和6年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第39号 令和6年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第40号 令和6年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第41号 令和6年度うきは市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第42号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第21 議案第44号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第22 議案第45号 電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の変更について
- 日程第23 議案第50号 うきは市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 請願の委員会付託（請願文書表）
-

出席議員（13名）

2番	高木 亜希子君	3番	高松 幸茂君
4番	樋口 隆三君	5番	組坂 公明君
6番	佐藤 裕宣君	7番	野鶴 修君
8番	竹永 茂美君	9番	岩淵 和明君
10番	中野 義信君	11番	佐藤 湛陽君
12番	伊藤 善康君	13番	熊懷 和明君
14番	江藤 芳光君		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局 長	浦 聖子君	記録係長	宮崎 恵君
記録係	上村 貴志君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	榎藤 英樹君	副市長	重松 邦英君
教育長	樋口 則之君	市長公室長	吉松 浩君
総務課長	石井 太君	監査委員事務局長	柳原由美子君
会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	江藤 良隆君
企画財政課長	高瀬 将嗣君	税務課長	大石 恵二君
市民生活課長兼人権・同和对策室長			山崎 穰君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	佐藤 重信君
建設課長	雨郡 智也君	都市計画準備課長	辻 宏和君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			手島 直樹君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			高山 靖生君
浮羽市民課長兼男女共同参画推進室長			木下 英樹君
学校教育課長	岡村 順子君	生涯学習課長	石井 孝幸君
自動車学校長	松竹 信彦君	総務法制係長	高良 靖之君
財政係長	大中健太郎君		

午前 9 時 00 分開会

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） それでは、改めましておはようございます。

開会に先立ちまして、議長として一言申し上げたいと存じます。

本日この場において、新たに御就任なさいました権藤市長をお迎えすることができまして、大変光栄に存じております。

市長におかれましては、多大な信頼を得て、市民の代表として選ばれたことに深く敬意を表したいと存じます。これからの任期において、うきは市の発展と市民の幸福のために御尽力いただけることを心より期待をいたしておるところであります。また、我々議会といたしましても、市長と密接に連携し、共に市政のさらなる発展に貢献してまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

それでは、ただいまから令和 6 年第 3 回うきは市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（江藤 芳光君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に 10 番、中野義信議員、11 番、佐藤湛陽議員を指名いたします。

日程第 2. 会期の決定

○議長（江藤 芳光君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本市議会定例会の会期は、本日 9 月 6 日から 9 月 27 日までの 22 日間としたいと存じます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は、本日 9 月 6 日から 9 月 27 日までの 22 日間と決定をいたしました。

日程第 3. 諸報告

○議長（江藤 芳光君） 日程第 3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告をいたします。

お手元に配付をしております諸般の報告文書を御覧いただきたいと思います。

7 月 12 日に一般国道 210 号改良促進期成会通常総会が開催されています。

以下は、各会議等が開催されておりますので、御報告しておきます。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供したいと存じますので、御覧いただきたいと思
います。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、市長より行政報告がございましたら、これを許します。権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） おはようございます。議員の皆様には常日頃より市政運営に御理解、御
協力をいただいておりますことを、まずもってお礼申し上げます。

本9月定例会は、条例改正や補正予算並びに令和5年度の決算認定などに関して御審議をお願
いするわけですが、6月定例会報告以降、本日までの主立った事業等の報告につきましては、お
手元の資料の配付に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 以上で、行政報告を終わります。

これで、諸報告を終わらせていただきます。

日程第4. 議案上程

○議長（江藤 芳光君） 日程第4、議案の上程を行います。

報告第4号から報告第9号まで6件、議案第36号から議案第56号まで21件、請願第2号
1件、以上を、上程をいたします。

日程第5. 市長の提案理由説明

○議長（江藤 芳光君） 日程第5、市長の提案理由の説明を求めます。権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 本日、令和6年第3回うきは市議会定例会を招集しましたところ、議員
各位におかれましては、公私ともに御多忙中にもかかわらず御参集賜りましたことに厚くお礼を
申し上げます。

御承知のとおり、去る6月30日に施行されました、うきは市長選挙の結果、多くの市民の皆
様から御信任をいただき、第3代のうきは市長として、郷土うきは市のかじ取りを担わせていた
だくこととなりました。その大変な重責に身の引き締まる思いでございます。この民意をしっか
り受け止め、これからの人生をかけて全力で務めさせていただきたいと思っております。市長
として初めての議会でありますので、この場をお借りし、まずはここに、今後の市政運営におけ
る私の所信の一端を申し述べ、市民の皆様と議員各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私が今回の市長選挙で市民の皆様強く訴えてきたことは、市民の暮らしを最優先に市政を立て直し、市政に信頼と希望を見いだしていくということでございます。今、我が国、そして地域社会は、人口減少、少子高齢化、地域コミュニティの希薄化、社会インフラの老朽化、貧困や格

差の拡大など極めて厳しい状況にあります。私たちは、こうした課題から目をそらすことなく、直面する喫緊の課題を乗り越えながら、このまちが本来持つ力や可能性を最大限に引き出し、持続可能なうきは市に向けて市政を進化させ、子供たちの豊かな未来に道筋をつけなければなりません。これからの施策の実施においては、ただいま申し上げた、「暮らしやすいまち」を念頭に置きながら、これまでの市政を棚卸しし、よいものは引き継ぎつつも、議員の皆様をはじめ、多方面からの優れた政策提言や事業提案、市民の皆様にとって、より大きなメリットにつながるような発想や施策が生じたときには、変えるべき施策はしっかりと変えていく所存でございます。

本日、所信表明に当たり、今後の市政運営の大きな柱をお伝えし、皆様の御理解と御協力を改めてお願いするものでございます。

まず初めに、「子育て支援と教育の充実」でございます。

うきは市は、同規模のほかの市町に比べ、子供の数が少ない傾向にございます。子育て世代の移住者は増加傾向にありながらも、人口減少に歯止めがかからないのは、人口動態における社会減の比率が高いことだけでなく、そうした移住者の定住率も一因にあるのではないかと考えております。移住者のみならず、これからのうきは市を支えていく、こうした子育て世代が子供を育み、長くこの地で豊かに暮らしていけるよう、これまで以上に子育て支援策や教育施策の充実を図ってまいります。

特に子育てや保育、教育の現場の声を聴く機会を増やすとともに、これまで政策を立案する中で、反映されることがなかった子供たちの声を聴く機会を増やし、うきは市の子育てや教育の現状に合った取組を進めてまいります。

具体的な施策は、今回の補正予算案でも複数提案しておりますが、今後も、「うきはっこみらいサポート」事業として、福祉や教育以外の部署も横断的に関わり、随時提案をしてまいります。また、老朽化する浮羽中学校の建て替えなどの検討を契機に、浮羽町域における小・中学校の在り方や教育体制、地域との連携などを再構築する協議も始めてまいります。

次に、「暮らしを支える生活基盤のビジョンの提起」でございます。

議員各位はもとより、市民の皆様の間でも心配されている水やごみ、し尿の今後の処理の在り方について、これまで議論されてきた内容を踏まえながらも、新たな考え方や、ほかの先進事例等も積極的に取り入れ、現実的で将来世代に過度な負担を強いらぬ方法を検討し、今後提案してまいります。また、暮らしと産業を支える基盤整備推進のため、AIやICTなどの先端技術を積極的に導入を進め、AI活用型オンデマンド交通による公共交通網再編の検討、農業や商工業、公共施設等におけるデジタル化を進めてまいります。あわせて、脱炭素化事業も積極的に進め、公共施設のゼブレディ化や照明のLED化を通して、GX（グリーントランスフォーメーション）推進に取り組んでまいります。

次に、「農業の人材確保と産品の高付加価値化の推進」でございます。

うきは市の基幹産業である農業の持続的な発展、これに向けまして、これまで同様に、高齢化や担い手不足への農業人材の確保や育成に取り組むとともに、就業マッチング支援や先端農業の推進、米麦や施設園芸産品などのブランド化や特産品化による収益力強化、地産地消の体制整備など、様々な角度からの取組を積極的に進めてまいります。また、うきはの豊かな食と農が結びつき、新たな発想や技術、商品が生まれる環境づくりにも力を注いでまいります。

次に、「新たな産業やひとを生かすまちづくり」でございます。

持続可能なうきは市を支える基盤として、既存の商工業のさらなる発展や、地域経済の好循環に資する取組に支援を行っていくとともに、県が進める、うきは市西部工業用地の造成に向けた地元での取組や企業誘致促進の新たな優遇制度の検討、これからのビジネスにチャレンジするベンチャー企業やスタートアップ企業の誘致や支援などを進めてまいります。あわせて、これまで準備を進めてきた都市計画の本格的な策定を進め、これからのうきは市のグランドビジョンに沿った、まちづくりを進めてまいります。

最後に、「市民に寄り添った行政」、これの推進でございます。

議員各位や市民の皆様との対話の機会を重視し、市政繁栄に取り組んでまいります。そのためにも積極的に現場に足を運び、市民生活の実態をしっかりと踏まえた、市民のための市政を行ってまいります。また、市役所においては、窓口業務におけるデジタル化の推進による市民の利便性の向上や、事務の効率化、多様な視点を市政運営に生かすための積極的な人事交流などを行うとともに、地域や時代に見合った組織機構の改革と適正な職員配置を進め、やりがいと誇りを大切にする組織風土を築いてまいります。

以上、私の市長就任に当たっての所信の一端を申し述べました。

ただいま申し上げたどの施策も、議員各位、市民の皆様のご理解、御協力なくしては実現できるものではございません。皆様方には、今後とも市政発展のため、格別の御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、私の所信表明とさせていただきます。

さて、この夏もこれまでにないような連日の猛暑となりました。そのような中で、6月30日から7月1日にかけて降り続いた大雨による被害が今年も発生をいたしました。被害の主な内容につきましては、床下浸水が20棟、道路橋梁等の公共施設被害が48か所、農地・農業用施設、林道等の被害が64か所、被害総額が約5億3,000万円となっているところでございます。現在全力で復旧に努めているところでございます。また、8月29日に本市に最接近した台風10号の影響により、県道52号八女香春線ののり面の一部が崩壊する被害も発生しております。

今後も気候変動等の影響により、降雨量や洪水発生頻度の増加が懸念をされております。筑後川河川事務所、久留米県土整備事務所などと連携し、河川等の整備を進めてまいります。また、

土地改良区などと連携して、流域治水対策を進めていくとともに、巨瀬川の特定都市河川指定に関する検討協議も進められているところでございます。引き続き関係機関と連携を取りながら、ソフト・ハード両面で防災・減災に努めてまいります。

さて、本日提案しております議案は、条例案件5件、人事案件1件、予算案件6件、その他の案件4件、報告案件6件となっております。

まず、報告第4号は、令和5年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政健全化判断比率及び資金不足比率について報告を行うものでございます。

報告第5号は、うきはの里株式会社の経営状況についてであります。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和5年度の経営状況について報告を行うものであります。

報告第6号から第9号までは、専決処分の報告についてでございます。

まず、報告第6号は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をした公用車の事故に関する和解及び損害賠償額の決定について、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第7号は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をした調音の滝公園上流の魚返りの滝にて発生した事故に関する和解及び損害賠償額の決定について、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第8号は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分した市道におけるタイヤの破損事故に関する和解及び損害賠償額の決定について、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第9号は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分した公用車の事故に関する和解及び損害賠償額の決定について、同条第2項の規定に基づき報告をするものでございます。

議案第36号は、令和6年度うきは市一般会計補正予算（第3号）に係る専決処分の承認を求めることについてでございます。

6月30日から7月1日にかけて発生しました大雨による災害復旧費等に係る補正予算につきまして、7月8日に専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ167億2,077万3,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、市債1億270万円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、災害復旧費では、農林水産業施設災害復旧費1,800万円、公共土木施設災害復旧費9,100万円の増額補正を計上いたしております。

議案第37号は、令和6年度うきは市一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億2,585万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182億4,662万8,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、地方交付税5億5,941万8,000円、国庫支出金では、国庫負担金2億2,900万円、国庫補助金5億435万円、県支出金では、県補助金2,178万3,000円、繰越金4億2,675万4,000円、市債5億4,659万1,000円の増額補正と、繰入金では、基金繰入金7億7,380万円の減額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費3億5,862万円、民生費では社会福祉費1億358万3,000円、農林水産業費では農業費1,240万7,000円、商工費6億278万3,000円、土木費では道路橋りょう費1億1,051万3,000円、教育費では社会教育費2,267万8,000円、災害復旧費では農林水産業施設災害復旧費3,775万円、公共土木施設災害復旧費3億4,400万円の増額補正と、土木費では下水道事業費1億680万円の減額補正を計上いたしております。

議案第38号は、令和6年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,166万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億1,885万3,000円とするものでございます。

歳入は、繰入金1,166万3,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、予備費1,166万3,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第39号は、令和6年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ201万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,329万1,000円とするものでございます。

歳入は、繰越金201万3,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、予備費201万3,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第40号は、令和6年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ258万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,991万5,000円とするものでございます。

歳入は、繰越金258万3,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、予備費258万3,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第41号は、令和6年度うきは市下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

資本的収入のうち、企業債1億680万円を追加し、7億1,070万円とし、他会計支出金からの1億680万円を減額し、2億320万円とするものでございます。

吉井浄化センター増設等の工事の財源として、企業債の借入枠の増額が可能となったものでございます。

議案第42号は、人権擁護委員の推薦についてでございます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員4名の推薦について、議会の意見を求めるものでございます。

議案第43号は、うきは市西部工業用地造成事業に関する基本協定の締結についてであります。

うきは市西部工業用地造成事業を円滑に推進するため、福岡県とうきは市における、うきは市西部工業用地造成事業に関する基本協定について、うきは市議会基本条例第14条第3号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第44号は、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてでございます。

地方自治法第291条の3第1項の規定に基づき、令和6年12月2日から現行の被保険者証が発行されなくなることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第45号は、電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の変更についてでございます。

自治体システム標準化に伴う戸籍情報システムの一部が飯塚サーバからクラウドへ移行するため、電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の一部を変更することについて、地方自治法第252条2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第46号は、うきは市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

印鑑登録証明書の交付について、印鑑登録証明書の提示を省略し、個人番号カードや免許証などの写真つき本人確認書類などによる交付を可能とするため、うきは市印鑑条例の一部を改正するものでございます。

議案第47号から議案第49号までは、子どもの保健向上と福祉の増進、子ども支援策として、子ども医療費助成対象を高校生世代まで拡大し、一部負担金を無料にするためのものでございます。

議案第47号は、うきは市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

子どもの健康向上と福祉の増進、子ども支援策として、うきは市子ども医療費の支給に係る条例の一部を改正するものでございます。

議案第48号は、うきは市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

うきは市ひとり親家庭等医療費の支給に係る条例の一部を改正するものでございます。

議案第49号は、うきは市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

うきは市重度障害者医療費の支給に係る条例の一部を改正するものでございます。

議案第50号は、うきは市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴う、うきは市国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

議案第51号から議案第56号までは、令和5年度の各会計の決算について、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付すものでございます。

以上、提案理由の概要につき御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際、担当課長より改めて御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

日程第6. 委員会調査報告

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第6、委員会調査報告を行います。

本件につきましては、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会より、閉会中の継続調査申出があつておりましたので、その調査報告を求めます。

それでは初めに、総務産業常任委員会の調査報告を求めます。9番、岩淵総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（岩淵 和明君） それでは、委員会調査報告を行います。

令和6年第2回うきは市議会定例会において、閉会中の継続調査申出を行って、所管事務調査を行いましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により報告をいたします。

閉会中の委員会調査は、2点行われました。

令和6年7月19日の時点で、農業政策の課題に関する調査ということで、具体的には令和6年度の3月議会においてですね。前市長のほうから、「農業振興プロジェクト会議」を令和6年度中に実施する旨、表明がありました。そういったところで、具体的には新市長の下で行われるというところだと思いますので、この会議のテーマ、議会としてどういうテーマが必要なの

かといったところを議論する場を設けました。

主な内容については記載しているとおりですけれども、全部で5項目ぐらいあります。

1つは、委員会として、それぞれの今の農業の現状について意見を求め、そして、発言等も含めて議論させていただきました。

各委員からは、新規就農や、あるいは担い手が継続できるような今後の農業の在り方、ありようについて出され、区画の圃場整備などを行いながら、全体としてはDX化等スマート農業の普及が必要との意見が出されております。

現在うきは市で、そのDX化という意味では徐々にではありますけれども、ドローンで消毒とかということも含めてしてるということも出されております。引き続きこのプロジェクト会議を通じて、その施策について合意形成が図れるよう求めたいというような意見が出されております。

それから、もう一点は、うきは市の全体の農地について、集積と集約に引き続き取り組む。特に飛び地等について、集約化を図るということについてテーマとすることについて意見が強く出されております。これは農業のDX化、スマート化を推進し、効率化・収益化を図るためにも、地域の法人や非法人営農組合、組織相互間を含めた協議が必要だというふうな意見でありました。

なお、所管課からは、平たん地の集積は担い手に寄ってきているので、集約についても、これから進めていきたい。また、集約は市内全体ではなくて、当面は平たん地だと考えているという認識が示されました。

委員会としては、会議では、目指すべきは市内全域を対象として、できるところからきちんと進めていく、可能なものから集約して合意形成を図るということをテーマとしてほしいなというふうな意見が出されておりました。

それから、4点目に果樹についてであります。

御承知のとおり、うきは市の産出額は県内でもトップクラスのものがあります。ただ、人手がかかり、規模拡大は容易にできない。新規就農も、二、三年技術的な習得を得ながら行わなければならないということで、生産は、やはり減少している。また、山の斜面や山麓部は荒廃地化が進んでいるというような現状がある。そういう意味では今、JAが実施している次世代の総点検運動やマッピング、それから就農へのマッチングについて制度的に、うきは市として行政からも政策を出すべきではないかと、そういった点についてやっぱりきちんと、このプロジェクト会議でテーマとしてするべきではないかという意見が出されております。

それから、もう一点、果樹の受入れについては、受入れ農家の数は確保できているけれども、来る人は少ないという現状がある。やはり果樹生産の魅力を発信するということだとか、あるいは就農を目指す、いろんな就農形態があるわけですけれども、半農半Xや協力隊の確保、それから、二、三年間の研修制度の問題も含めて市内に事業所を、新たな工業団地もできるようになり

ますけれども、そういったところでの就労者に対して農業への支援、マッチングの模索など、一部進めているところがありますけれども、さらに、行政側から具体的な案を示すのも必要ではないかという意見が多く出されておりました。

最終的に私の所見としましてですね。過去に開催された3回の「プロジェクト会議」については、20名以上の方が参加されていまして、JAにじだけでも20名以上の方が参加されておられて、全体の会議が三十五、六名を超えているという一堂に会した会議だったので、そういう意味では今度の会議の在り方について提言をしたいというふうに思っています。

まず1つは、認定農業者などの就農者に参加してもらうこと。それから、議論するテーマや振興策ごとに分科会方式で意見が出やすい運営を図ること。それから3点目は、各営農組織や個人農業の事業継承、あるいはDX化、スマート化など5年、10年、20年先の農業の基軸と方向性が検討できるようなテーマ、内容を準備していただきたいということ。それから、課題解決のためには、関係機関での予算を伴うことがある、そういう意味では必要に応じて積極的にトップの協議を図ること。最後に5点目には、プロジェクト会議の目的・目標について、うきは市の行政全体で、農業施策をどう語るか、横断的な共通認識をぜひ深めていただきたいということを改めてお願いしたいというふうに思っています。これが1点目です。

2点目は、脱炭素先行地域づくりに関する調査を8月1日に行っております。

調査要旨については、令和6年2月22日に、うきは市が第4回脱炭素先行地域に選定されたというふうなことで、令和6年度から具体的な事業がスタートしております。そういったところで、全体像について、議会としてもやっぱり把握し、そして、どう見ていくのか、点検をしていかなければならないと考え、調査対象とさせていただきました。

全体としては、うきは市が出しているゼロカーボンビジョンというのをベースにしながら改めて、うきは市がどういうふうなことを取り組もうとしているのかということを変更して再学習をさせていただきました。そして、その下に脱炭素先行型である「脱炭素型農村モデルづくり事業」というタイトルになっておりますけれども、そういったことの内容について、具体的に話を聞きました。

質疑ではいろんな意見が出されておりますけれども、所見という形で、ちょっと報告だけしておきます。

温暖化の原因は人間活動によるということで御承知だと思いますけれども、気候危機については、自然災害の深刻化や農産物の影響をはじめとして、社会の各分野に重大な影響を及ぼしているというふうな認識があります。そういう意味では、うきは市が「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、そして2050年までに「ゼロカーボンビジョン」として示しており、そして令和6年度から「先行地域づくり」の具体化をするというふうになっておられて、その具体化について

5点ほど申し上げたいというふうに思っております。

1点目は、温暖化防止対策として「脱炭素ゼロカーボン」は国際公約でもありますが、うきは市の各産業や市民生活全般にやはり大きな影響、社会形成と変革をもたらすという重要な関わりがある事業だと改めて考えております。

2点目は、事業が開始されたばかりであり、脱炭素の先行地域4つエリアとして示されておりますけれども、進行状況については、この脱炭素の先行地域づくりの5年間の事業として相当の額となる。具体的には5年間で、総事業費で37億円、そして交付の限度額が26億円ほどになります。そういった意味でも、議会としての年単位での進行状況を確認する必要があるということをご改めて思います。

3点目は、脱炭素の推進の中心として、「株式会社カゼノネ」が設立されています。市も160万円ほど出資しております。単に太陽光などのPPA事業、契約事業ということになりますけれども、そういったものだけではなくて、うきは市の脱炭素の旗振り役ということになることから、このカゼノネさんの動きがきちんと見えるように当面は、ホームページまだつくっていませんので、その辺の体制を確立するというごことを早期に求めたいと考えています。

4点目が、この「脱炭素先行地域づくり事業」ということで、具体的には令和6年度から推進部署を設置しておりますけれども、ただ、具体的な活動は各課が担うこととなります。そういう意味では、日常業務として脱炭素地域づくり、ゼロカーボンビジョン、こういったごことの政策課題の取組を日常から見えるような形、そして取組を強めていただきたいというふうに思っております。まだ令和6年度からの事業活動、今回の補正予算にも計上されておりますので、各議員におかれましては、進行状況及び先進事例の調査も含めてですね。必要に応じて、引き続き関心を示していただいて、脱炭素地域づくりについて状況を把握していきたいというふうに思っております。

皆さんのお手元にはA3の紙で全体の、ちょっと細かくて虫眼鏡でないと見えないと思いますけど、これが5年間の事業の全体像になります。1枚めくってもらおうと、それぞれの年度単位の事業の中身が、金額が書かれております。ですので、ぜひこれを使ってですね。うきは市でのゼロを目指す活動について、注目をしていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。ちょっと長くなりましたね。すみません。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、質疑なしと認めさせていただきます。これで質疑終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で、総務産業常任委員会の調査報告を終わります。

次に、厚生文教常任委員会の調査報告を求めます。2番、高木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（高木亜希子君） 令和6年度うきは市議会6月定例会におきまして、閉会中の調査申出を行いました。その後、2つの所管事務調査を行いましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定によりまして、報告をさせていただきます。

まず1つ目、今後の小中学校の在り方に関する調査、7月16日に行いました。

調査目的。

令和3年度に過疎地域指定を受けた浮羽町域では、さらなる少子化が進んでいます。そのような中、浮羽中学校については築50年を迎えています。現在のところ耐震化は実施されているものの、長寿命化は実施されておられません。過疎地域指定により、「小中学校の施設設備に対し、国からの補助率のかさ上げ措置」が可能ではありますが、施設整備の検討を執行部に対し提言するに当たり、あわせて、文部科学省が推進方策として進めている小中一貫教育の背景等を確認し、中学校進学の際の不登校の急増など「中1ギャップ」への対応や、少子化等に伴う学校の社会性育成機能強化の必要性等について調査を行いました。

調査の要旨。

文部科学省の報告書「小中一貫教育に適した学校施設の在り方について」、要点確認を行い、各委員からの意見を求めました。主なところを申し上げます。

市長選で浮羽町域の小中学校の話が出ていた。行政がこの問題に対してどのように考えているのかを知っておかなければならないし、現市長は公約のような形で言っていたため、これからいろいろと議論が出てくると思う。それに対し、議員も見識を深めておくべきと捉えている。

2つ問題点があるかと思っている。1点目として小学生の人間関係。小規模校だと6年間固定されてしまう。中1ギャップという問題点、これがきっかけで、ひきこもりになるケースも聞いている。子供たちの立場からいって、人間関係が固定してしまうのはきついことであり、大人たちの視線が過重にかかることで、よくもあるが、しんどい環境とも言えるため、小学校に関しては、さらなる少子化を前に統合の検討が必要。また、2点目として、浮羽中に関して建物の長寿命化をしていない現状の校舎のままでは、もたないということである。

少子化により生徒数が減少することは間違いないという中で、小学校を1つに合併するという想定があってもおかしくはない。今の段階で無理して決めるのではなく、そういうことも1つの構想として認識していれば、乗り越えられる問題だろうと思う。

委員会としては、学校の在り方の課題に対する議論の中で理解を深めていき、来るべき時に、我々が議員としてそれぞれ賛成反対の表明ができるよう、勉強していくといった感覚で進めてい

ったほうがよい。

まずは保護者、子供、地域の意見を聞かなければと思う。浮羽中の老朽化については早急に取り組むことだと思っている。

小中一貫のことでと並行して、建て替えなのか、長寿命化なのか、大規模改修なのかを含めた議論をやっていけばいいのではないか。新市長がどう考えているかが大きい。所信表明等で話されるかと思う。

ハード面を統廃合することで、ソフト面の予算を多く使ってもらえるということは、保護者としては1つの有効な手段だと思える。

以上の意見を踏まえ、今後の小中学校の在り方の一例として、文部科学省が進める小中一貫校や連携校について先進地視察を行い、実態の把握を図ることといたしました。

2つ目、飯塚市の小中一貫校の取組に関する調査。8月19日に行いました。

調査の目的。

過疎地域指定を受け少子化が進んでいる浮羽町域の3つの小学校の今後の在り方、また、築50年を迎える浮羽中学校の建て替え問題は、いずれも、うきは市教育行政において非常に大きな課題です。

文部科学省の資料によると「少子化の進行、そして地域コミュニティの弱体化、核家族化の進行で、児童生徒の人間関係が固定化しやすい中、小中連携・小中一貫教育の実施により、児童生徒が多様な教職員、児童生徒と関わる機会を増やすことで、小学生の中学校進学に対する不安感を軽減する」あるいは「中学生が小学生との触れ合いを通じ、上級生である自らに自覚的となることで自尊感情を高め、生徒の暴力行為や不登校、いじめの解消につなげていく」、これらを目的としてあるのが小中一貫校となっております。

小中一貫校の取組に関し、全国有数の先進地である飯塚市への行政視察を行いました。

調査の要旨。

まず、私ども委員会からの幾つかの事前質問に対しては、飯塚市さんのほうから御回答をいただきまして、複数の資料も御提示をいただきました。そして、これらの資料を基に、飯塚市さんの教育の特徴として、「小中一貫教育」について取り組んだ目的、内容、効果等の説明をいただきました。視察先での質疑応答について、主なところを申し上げます。

(質問) 一貫校の在り方として、施設の一体型、隣接型、分離型があるが、飯塚市さんとして、「分離型は将来的に一体型にするほうがいい」という考えはあるのか。分離型の場合、生徒間での日頃の交流はどのような形で生まれているのか。

(回答) 学校施設については、長寿命化で維持だけでも大変な状況。合併特例債がある期間は老朽化対策を含め施設の集約化を行えた。財源あつてのことであるため、今は新たな一手が打て

ないが、財政的な余裕があれば施設一体型のほうが、小中一貫校の効果は得られやすい。また、教員不足が叫ばれている中、一体型の場合は、教諭の人材不足による負担も減らせる。

一体型・隣接型・分離型にかかわらず、全ての学校に核となる小中一貫コーディネーターを配置し、研修会等も行い、「小中一貫教育プラン」を基に、施設が分かれていても同じ理念を共有し、同じ水準で教育ができるように取組を進めている。

（質問）小中一貫のこういった面が学力向上の理由と思うか。

（回答）小学校から中学校に移った時に、指導方法や学び方が変わらないこと。小学生と中学生が共に生活することで、中学生には自己有用感、小学生には目的意識が出てきて、いずれも生活面が向上し、授業を落ち着いて行えるようになり、また、様々な取組を全ての小中学校で足並みそろえて行ったことで、各小中学校で全体的に学力を向上できた。

（質問）「中1ギャップの解消」以外に、不登校が解決したというような効果はあるのか。また、高学年による低学年の子を対象としたいじめが起こるようなことはなかったか。

（回答）小中の関わりが増えることで、モデルとしての上級生の存在ができ、「学校が見える化」している点が安心につながっているということがある。指導方針をそろえ、9年間かけて子どもを教育していく。顔見知りがいるという安心感とは別に、仕組みとしての安心感につながっていると思う。それに付随して、教職員の情報共有が密になっており、先手を打って動くということが容易になってきている。不登校の要因は様々だが、「安心感が登校意欲の増加につながった」ということは、目に見える成果である。

（質問）小学部、中学部の教職員が同じ職員室で業務に当たっているが、諸事情がある生徒たちの情報共有を行いやすいということは、メリットとして大きいか。自分のことをきちんと知ってくれているというのは、子どもたちにとっても、とても大きいと思うのだが、実際はどうか。

（回答）大きいと思う。同じ職員室で情報共有が完結する。特に特別支援の子どもたちの特性を理解する上などで、細かいニュアンスというのは細かく話さないと伝わらない。同じ生活をしてきているので、実際にいろいろな状況を見ると、どういう対応をしてきて、今のこの子の状況があるということは分かりやすいと思う。また、小学部、中学部で教職員が業務を融通し合うことができる。負担を減らすことも、ケース・バイ・ケースで可能である。

そのほか、かなり詳しい質疑応答もさせていただきました。一部ですね。補足の御用意もしておりますので、後ほど御確認をいただきたいと思います。

所見。

このたびの飯塚市さんの視察では、初めに教育総務課と学校教育課の職員の方々から事前準備をしていただいた資料を基に説明を受けました。

頂いた資料には、平成21年度に保護者や地域住民に対してアンケートを実施、平成22年に

説明会開催などを踏まえ、再編整備計画を策定し、さらに、保護者全員に候補地選定に関するアンケートを実施とありました。保護者と地域住民によって構成された「小中一貫校建設基本構想検討会」の設置を行うなど、保護者や地域住民も主体となって検討する形式を取ることで、地域全体で支える方向性が打ち出されていたことが見てとれました。また、同じく平成22年度には、「公共施設等の在り方に関する第2次実施計画」も策定されており、こちらは適正配置、適正規模、施設の老朽化、使われなくなった学校施設の利活用や新たな施設の複合化・多機能化、地域社会の連携など教育環境の課題抽出がなされ、将来を見据えたものとなっております。

これらを通じ、まず、子どもたちの成長を9年間でどう支えていくのかということをしつかり考えた市としての方針があつて、その上で保護者、地域住民、学校の声を丁寧にしっかりと聞く教育行政側の体制や「市民理解を得て共通認識を育てていく」という姿勢を読み取ることができました。当時の市民向けのアンケートの設問や結果、説明会の際に配付された資料等も拝見したところ、非常に分かりやすく、なおかつ丁寧な形を取られており、そこから子供たち、そして保護者や地域住民に対する寄り添いの姿勢を感じました。

あわせて、指導主事の方の説明から、飯塚市の小中一貫教育での取組、その中の施設一体型、分離型の差、一貫教育でのメリット・デメリット、これらについての学びをいただくこともできました。一体型のメリットとして、質疑応答の中で「ハード面において維持管理コストが縮小できたこと」が挙げられておりました。その一方で、教育内容の充実についても予算がしっかりと確保され、幾つもの特徴的な取組が図られておりました。

また同日、あわせて、小中一貫校幸袋校の現地視察を行うこともできました。幸袋校は、令和6年度の小学部、中学部、合計人数が683名ということで、現在の浮羽町域の児童・生徒の人数を考えると、非常に参考としやすい規模感でした。こちらでは、ソフト・ハード両面で子供たちの成長を支える環境整備を行いやすい状況というのを把握することができました。

今後も少子化が進行していくうきは市において、「子供たちにとって、どのような形態が望ましいのか」の視点を持って、さらに分析をし、子供たちへの学びの機会や教育の質をどのように担保していくのか、情報の共有などを通じ、教育行政分野への提言につなげていきたいと考えております。また、大人だけではなく、子供たちの声を聴くことのできる合意形成体制も望まれるのではないかと考えております。

以上、この報告により、執行部が今後の教育行政をより一層充実させていくことを期待させていただきます。また、今回の行政視察において、快く受け入れていただいた飯塚市の各行政関係者の方々に感謝を申し上げ、閉会中の厚生文教常任委員会の調査報告といたします。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 報告は終わりました。

これより質疑を行います、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） これからの大きな課題の1つでありますので、これで質疑を終わります。委員長、自席へ戻りください。御苦労さまでした。

以上で、厚生文教常任委員会の調査報告を終わります。

日程第7. 決算特別委員会の設置について

○議長（江藤 芳光君） 日程第7、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。令和5年度うきは市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに地方公営企業会計決算の審査を行うため、議員全員による決算特別委員会を設置したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議員全員による決算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りをいたします。決算特別委員会の委員長及び副委員長の選出につきましては、議長の指名推選にしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議長の指名推選で行うことに決定をいたしました。

それでは、決算特別委員会の委員長に13番、熊懐和明議員、副委員長に9番、岩淵和明議員を指名をして決定します。

以上でございます。

日程第8. 決算特別委員会への議案審査付託

○議長（江藤 芳光君） 日程第8、決算特別委員会への議案審査付託を議題といたします。

お諮りします。議案第51号令和5年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第56号令和5年度うきは市下水道事業会計決算の認定についてまでの6件を決算特別委員会へ審査付託したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第51号から議案第56号までの6件を決算特別委員会へ審査付託することに決しました。

日程第9．報告第4号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第9、報告第4号令和5年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

説明を求めます。高瀬企画財政課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 企画財政課の高瀬でございます。よろしくお願いいたします。

議案書2ページから3ページ、それと、事前に配付をしております令和5年度財政健全化判断比率算定資料と併せまして説明をさせていただきます。

財政健全化判断比率は、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で表し、財政の早期健全化や再生の必要を判断するための財政指標となるものでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに健全化判断比率並びにその算定の基礎となる書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し公表しなければならないと定められております。

議案書2ページを御覧いただきたいと思いますが、指標は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つでありまして、施行令第7条に基づき、それぞれに早期健全化基準が定められております。比率のいずれかが基準以上である場合には、財政健全化計画を、議会の議決を経て策定し、国・県への報告が必要になってまいります。また、将来負担比率を除く3つの比率には、財政再生基準が定められておりまして、比率のいずれかが基準以上である場合には、財政健全化計画と同様に、財政再生計画の策定が必要になってまいります。さらに、総務大臣の許可を得なければ地方債の発行ができなくなるなどの制約が課せられることになってまいります。一般的に分かりやすい表現でいいますと、早期健全化基準はイエローカード、財政再生基準はレッドカードと言われております。

それでは、算定資料で説明をさせていただきます。1ページを御覧いただきたいと思いますが。

まず、実質赤字比率でございます。

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合になります。分母となります標準財政規模とは、標準税収入額等と普通交付税額、臨時財政対策債の発行可能額の合計額91億2,863万円となります。一方、分子となります一般会計等の実質赤字額は、本市の場合、一般会計と自動車学校特別会計を合わせたものになりまして、実質収支の合計額は5億8,033万7,000円の黒字となっております。実質赤字比率につきましては、赤字が生じなければ当該比率も生じないということになりますので、本市の実質赤字比率の欄は、議案書2ページのとおり、横棒のハイフン表記とさせていただきます。

なお、実質赤字比率における早期健全化基準は、市町村の財政規模に応じて定められておりまして、資料1ページの算式によりまして13.49%、財政再生基準につきましては、市町村は

20%となっております。

次に、連結実質赤字比率でございます。資料2ページを御覧ください。

連結実質赤字比率は、市の全会計を対象にした実質赤字額の標準財政規模に対する割合となります。本市の場合、一般会計等から簡易水道事業会計までの実質収支及び資金剰余額の合計額は12億1,486万1,000円の黒字となっております。そのため議案書2ページのとおり、実質赤字比率と同様に、連結実質赤字比率の欄についてはハイフン表記としております。

なお、連結実質赤字比率における早期健全化基準は、実質赤字比率の早期健全化基準に5%を加算した18.49%、財政再生基準は、実質赤字比率の財政再生基準に10%を加算いたしまして30%となっております。

次に、実質公債費比率でございます。資料3ページを御覧ください。

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合の3か年の平均値となります。

資料3ページの計算式にございますが、①から⑮の数値につきましては、次の14ページの実質公債費比率の状況の一覧表の該当する項目から年度別に数値を当てはめていきまして、令和5年度の実質公債費比率は、3か年の平均値で6.5でございます。令和4年度の6.6から0.1ポイント改善をしております。なお、実質公債費比率における早期健全化基準は、議案書の2ページのとおり25%、財政再生基準は35%となっております。

最後に、将来負担比率でございます。資料5ページを御覧ください。

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合でございます。将来負担額は、資料5ページから6ページにかけて記載があります片仮名のイからチまでの合計額、こちらから、7ページに記載があります充当可能基金額、特定財源見込額、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額を差し引いた額が分子の額となっておりまして、分母は、前の実質公債費比率と同じ算出方法でございます。

7ページの一番下の算式のとおり、本市の場合、充当可能財源が将来負担額を上回りまして、61億8,795万1,000円のマイナスとなっております。これによりまして将来負担比率は生じないため、議案書2ページのとおり、本市の将来負担比率は横棒、ハイフン表記となっております。

なお、将来負担比率における早期健全化基準は、市町村については350%と定められております。財政再生基準は設けられておりません。

以上のように、本市の健全化判断比率の状況につきましては、4つの指標とも早期健全化基準を超えることなく、現時点では健全な財政運営が行われていると判断をされているところでございます。

続きまして、議案書の3ページをお開きください。

令和5年度の公営企業会計に係る資金不足比率について説明をさせていただきます。

資金不足比率とは、公営企業ごとにおける資金不足額の事業規模に対する比率のことで、地方公共団体の財政健全化に関する法律第22条の規定により、健全化判断基準と同様に監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し公表しなければならないと定められているものがございます。

まず、下水道事業会計につきましては、(1)には流動負債から控除企業債等を控除した額、4億8,732万2,000円が計上されております。

算入地方債(2)でございますが、建設改良事業以外に充てた地方債、3,373万8,000円が計上されます。

次の(3)につきましては、流動資産から控除財源等を控除したものでございまして、9億6,551万8,000円が計上されます。

解消可能資金不足額(4)は該当がないため、ゼロとなります。

次の資金不足・剰余金(5)の欄は、計算式のとおり(1)+(2)-(3)-(4)で算出いたします。

資金不足になる場合は正の数で、剰余金が出る場合には負の数で表すことになり、下水道事業会計につきましてはマイナス、つまり、4億4,445万8,000円の剰余額が計上されるということになってまいります。

事業規模(6)の欄には、営業収益に相当する収入額から、受託工事収益に相当する収入を控除した額が計上され、下水道事業会計につきましては、使用料収入等の4億1,164万4,000円が計上されます。

そして、一番右の資金不足比率の欄は、式が示しますように、(5)の資金不足額を(6)の事業規模で割って算出いたしますが、資金不足は発生していないため、同比率は横棒、ハイフン表記となっております。なお、早期健全化基準に相当するものとして、公営企業会計に係る資金不足比率については、経営健全化基準20%が定められております。

簡易水道事業会計におきましても、資金不足は発生していないため、同比率は横棒のハイフン表記となっております。

以上のとおり、公営企業に係る資金不足比率につきましても、現時点においては健全な状態であると判断されているところでございます。

なお、監査委員の意見につきましては、別冊の財政健全化審査意見書及び公営企業経営健全化審査意見書に記載をしておいております。

説明は以上となります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 1点お伺いします。

3ページのほうの公営企業会計に係る資金不足比率（1）（2）（3）（5）（6）というように感じで計算、数式が挙げられておりますが、決算書のどこから導き出すのかを、説明をお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高瀬課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 議案書3ページに、それぞれ下水道会計と簡易水道事業会計の数値を表記しておりますが、こちら決算書につきまして、それぞれの数値のほうが上がっておりますけれども、それを基に、さらに分析を重ねまして、この数値のほうを算出しておりますので直接的に、ちょっと決算書のほうに出てきてる数字とはまた異なるものというふうな解釈でお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 資料のほうに、こちらのほうは全く添付されていないというか、計算がですね。2ページのほうの実質赤字比率とか連結、2ページのほうの比率関係ですね。これの計算書はある程度分かるんですけど、公営企業のほうは、もうただ数字を入れているだけで、どこからどげんしているのか、決算書を見ても分からないもので、こういった数式によって導かれて出てるんですよという資料があれば頂きたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高瀬企画財政課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） こちら数値の算出に当たります資料等、今のところちょっと作成のほうはしてないんですけども、どういった計算方法でこの数字になるかというふうなところは、こちらのほうでちょっと検討させていただきまして、またお示しをさせていただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） ほかございますか。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 大まかに言って2点お尋ねいたします。

算定資料の1ページの一番上に実質赤字比率の件で数式がありまして、標準財政規模が91億円分の一般会計等の実質赤字額が5億8千云々と言われましたが、その次のページの連結実質赤字比率も数式はあるんですけど、具体的な数字がありません。3ページの実質公債費比率もありません。5ページも、将来負担比率もありません。そして、7ページの一番下にある将来負担比率については具体的な数値が上がっておりますので、なかなか桁の多い数字でもありますので、以上述べた点については、その数式のページをお願いできないかというのが1点です。確認したいと思います。

それから、2点目が7ページの丸の2番目、特定財源見込額の中で公営住宅使用料の金額はありますが、公営住宅新築貸付事業のその償還金は、金額は僅かでもありますが、あつてたんじゃないかなと思います、ゼロになってる。それから一番下の国営耳納山麓土地改良区事業費受益者負担金が、同じくゼロになっていますが、これはゼロという確認でよろしいのでしょうか。全然負担金が納められていないという理解でしょうか。それとも、ほかの理解でいいのかどうかの確認をお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高瀬課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 2点御質問をいただきました。

まず、算定資料の2ページ目、3ページ目の式の算出のほうに数字のほうを示されていないというふうなところがございます。こちら例えば3ページにつきましては文言を表記しております、こちらのほうをですね。次のページ、4ページになりますが、そちらのほうに移っていただきまして、この数字を拾っていただければですね。この数値のほうが導き出されますということになっております。具体的な表記方法につきましては、また検討させていただきたいと思っております。

それから、2点目でございます。資料7ページの特定財源見込額のところでございます。こちらの数字につきましては元利償還、借金をしまして返すお金がございます。それに充当される使用料とか負担金が対象になってまいりますので、全て当てはまるわけではございません。例えば公営住宅の資料使用料につきましては、元利償還する際に、その使用料の一部を財源として充てているというふうなところが、この特定財源見込額というところに入ってまいりますので、そのような御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） いずれにしても、これはもう複雑な計算式になってきますんですね。

この場で、ここでいろいろやったとしても到底、その辺に到達しないというふうに思いますんで、今までもこれで繰り返してきましたけれども、多分これを理解するのはなかなか困難であるというふうに思いますんで、あと高瀬課長、また別の機会で皆さんと再確認をさせていただくということでもよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） ありがとうございます。これで質疑を終わらせていただきます。

以上で、報告第4号の報告を終わります。

それでは、次に入ります前に、ここで暫時休憩したいと思います。再開を10時40分とします。休憩します。

午前10時25分休憩

午前10時39分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

日程第10、報告第5号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第10、報告第5号うきはの里株式会社の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。手島うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） うきはブランド推進課の手島です。

議案書は4ページになります。朗読は省略させていただきます。

事前にお配りをしております第26期事業報告書に基づき、経営状況について報告をさせていただきます。

説明につきましては、要点のみとさせていただきます。

別紙事業報告書2ページをお開きください。第26期の事業報告です。

1の事業報告の1、事業の概要につきましては、今期は、新型コロナウイルス感染者も日ごとに減少をたどり、道の駅におきましては、国交省のトイレのリニューアルオープンに始まり、農業管理システムの本稼働、九州じゃらんの「みんなが好きな道の駅ランキング」で8年連続1位獲得、東側駐車場の整備、マリオットホテルオープン、オリジナル商品の開発など多忙な1年となりました。7月の豪雨や8月盆前の台風の影響で、一時は大きく売上げが落ち込みましたが、その後、天候も安定し、今期の純売上目標の13億円を達成することができました。

次に、2、実績の推移ですが、こちらは後ほど、決算報告書で説明させていただきます。

利用者延べ人数につきましては、一番下に記載のとおりです。

続いて、3ページをお願いいたします。株式状況です。

こちら前年度と同様、記載のとおりでございます。

次に、4ページをお願いいたします。役員会の実施状況です。

定時取締役会や定時株主総会などの開催状況は記載のとおりです。

次に、5ページをお願いいたします。従業員調書です。

内訳は記載のとおりです。

次に、6ページをお願いいたします。第26期事業の実施状況です。

重点取組事項につきましては8ページまで、12項目で記載をしております。

続いて、9ページより決算報告書となります。

10ページをお願いいたします。貸借対照表です。

まず資産の部で、流動資産が2億3,795万6,771円で、内訳は現金や預金、電子マネー、売掛金などです。

次に、中段の固定資産は2億5,887万3,554円で、有形固定資産が建物や構築物、什器備品、土地、リース資産などで、無形固定資産と投資その他の資産は記載のとおりです。

繰延資産を含めた一番下の資産合計は4億9,701万3,439円でございます。

続いて、負債の部です。

流動負債は6,715万3,369円で、買掛金や未払金、未払給与等です。

次に、固定資産は6,957万3,711円で、長期借入金やリース債務など記載のとおりです。

以上、負債の合計が1億3,672万7,080円となっております。

次の純資産の部につきましては、13ページで御説明をいたします。

以上、一番下の負債、純資産合計は4億9,701万3,439円でございます。

続きまして、11ページの損益計算書をお願いいたします。

右端の金額が、先ほどの2ページの事業報告で記載をした数字となります。

まず、純売上高13億4,219万1,836円から、売上原価10億8,598万2,930円を差し引いた売上総利益は2億5,620万8,906円で、販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益は2,610万363円となります。この営業利益に営業外収益と特別利益を加えまして、営業外費用と特別損失を差し引きますと、下から三つ目の税引き前当期純利益は4,040万4,203円となり、法人税、住民税及び事業税を差し引いた当期純利益が2,929万3,436円となります。

次に、12ページをお願いいたします。販売費及び一般管理費です。

一番下の合計が2億3,010万8,543円で、内訳は人件費と経費となります。人件費が総額1億2,500万2,805円と、昨年度よりも増えているのは、昇給やベースアップといった給与水準を改定したことによるものです。

次に、経費のうち、前年度比で増額となった主な項目としまして、減価償却費1,666万6,114円は、ホテル用地を含む東側駐車場を取得したことや、新会計システムを導入したことで増額となったものでございます。

次のリース代337万2,578円はトイレ等を改修いたしまして、規模を拡大したことにより、トイレのマットリース費や防犯カメラの設置費等が増加をしたものです。そのほか支払手数料839万2,608円は、キャッシュレス決済の進展によって増額となっております。また、清掃委託費825万3,028円は、こちらもトイレ等が改修され、規模が拡大したことで増額となってきております。

次に、13ページをお願いいたします。株式資本等変動計算書です。

こちらは貸借対照表右下の純資産の部に当たるものでございます。

13ページ、一番下の当期末残高で御説明をいたします。

まず、資本金が1億円でございます。

次に、資本剰余金はございません。

次に、利益剰余金のうち利益準備金2,500万円は、商法の規定で資本金1億円の4分の1の額を積み立てているものでございます。

次に、任意積立金は1億800万円を積み立ててきております。

次に、繰越利益剰余金ですが、こちらは縦の列で説明をいたします。一番上の期首残高が9,999万2,923円で、3行目、剰余金の配当、こちらマイナス200万円が株主への配当金です。5行目の当期純利益2,929万3,436円は、11ページの損益計算書、一番下に記載をしております当期純利益を計上しております。

以上、合計いたしますと、一番下の期末残高は1億2,728万6,359円となり、一番下の行を横に足していきますと、右端列の純資産合計は3億6,028万6,359円となります。

次に、14ページをお願いいたします。個別注記表です。

こちらは会社の会計指針について、15ページにかけて記載をしております。詳しくは記載のとおりです。

次に、16ページをお願いいたします。

こちらは監査結果で、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、地方自治法第243条の3第2項で定める経営状況の報告を終わらせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。13番、熊懐議員。

○議員（13番 熊懐 和明君） これは直接関係ありませんけど、要望として、お願いしたいと思います。

現在も道の駅の中は混雑して危ない状況にあります。前市長にもお願いしておりましたが、なかなか進まないということで、今度権藤市長にも聞いておってもらいたいと思います。

令和5年の12月の議会において、総務産業常任委員会から全会一致で議案第55号に対する附帯意見を付することを決しております。どういうことかと言いますと、総合交流ターミナル改修工事設計委託に当たっては、地域住民1,800名の署名を添えて、安全・安心のための歩道橋の撤去及びそれに伴う信号機と横断歩道の設置を求める要望書が国土交通省に提出されていることを踏まえ、駐車場や周辺環境について改善を念頭に、安全性を十分考慮した上で、今度の改

修工事設計を行うことを、以上、総務産業常任委員会から附帯意見として、いただいております。

そのことを踏まえてですが、さっきも言いましたように、まだ出入口は大体道の駅は1か所になっているのが今、4か所になっている。そのことも踏まえ、今後どうしていくのかと、さっき言いましたように、道の駅の中が混雑しておりますので、その解消、安全面に向かってどうしていくか。附帯意見ももらっているのです、少しは駅長さんと話しておりますけど、なかなか進まない状況ですので、今後、安全性を十分に考慮した対応をお願いしたいと思い、ここで要望しておきます。よろしく願いしておきます。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） ありがとうございます。御要望ということで、またこれからしっかり検討していきたいと思っておりますけれども、前回の議会のほうで附帯意見としていただいた件につきましては、今回のこの報告につきましてはですね、また別途、今議会の議案第37号の中で、また改修工事のほうも御説明していきますので、併せてですね、しっかり対応していきたいと思えます。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 1点お伺いしたいと思います。

私の知識不足かもしれませんが、このうきはの道の駅というのは市の財産なんですか。今後補正予算等も上がっておりますけどですね。どういったものなのか。あるいは、なぜ市が予算を組まなければならないかという根拠の資料等がありましたら、ちょっと頂ければと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 手島ブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 資料については、またちょっと検討したいと思えますけれども、整備に至る経過としましては、当時合併前の浮羽町のほうで、総合計画に基づいてグリーンツーリズムのまちを進めるということで、町のほうが整備をしてきております。この道の駅うきはを整備するに当たりまして、国とですね、案分といいますか、場所をそれぞれに確保してですね。整備をしてきた、そういったタイプの道の駅になっております。

今回私どもとしましては、市というか、当時の町が整備した部分につきましてはですね。今回、物産館等の施設がございまして、ここについてですね、国の整備したものも含めて、うきはの里株式会社に運営を委託して第三セクターを設立して、これまでやってきております。

そういったことから市がですね、現在のうきは市がこの改修等、あるいは運営についてもお願いをし、これまでやってきておりますし、またこれからもやっていくというふうになっております。そのように説明をさせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） また補正予算のときに改めて質問をさせていただきたいと思いま

すので、この件は控えておきます。

あと1点、道の駅のこの経営状況報告に、毎年向上されているということで、安定経営されているんだなと思ってるんですけど、十何ページやったっけ、配当金は、僕が議員になってずっと200万円のままだんですけどですね。私が議員になったときは10億円を売り上げようということで、それをずっと、そして今13億円、売上げ上がっていて、ある程度経営も上がっているんですけど、僕、株式のこと、よう分からんとですけど、それだけ上がりよるなら、その配当金は上がるんじゃないかと単純に思うんですけど、そういったのって、どういった形で決められているのか、教えていただければと思います。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） こちらの配当金につきましてはですね、ここ10年以上、200万円で配当がなされてきております。これにつきましては4ページに書いておりますとおりですね、役員会を定期的に毎年数度、開催をしております。この中で例えばですけれども、4ページの下から2つ目に、3月26日の定時取締役会がございますけれども、ここの3つ目、出資配当についてという議題がございます。こういったところで、うきはの里株式会社からですね、今回の配当は、これでいかがでしょうかということで議案が出ましてですね。それについて取締役で協議をし、毎年決定がなされてきているところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 副市長。

○副市長（重松 邦英君） すみません。その点、自分の立場で、取締役の立場になってますので、少し補足をさせていただきます。

まず1点目のですね、何で市がお金を出して整備をしないといけないのかという御質問はですね。あそこ、行っていただくと敷地の看板が立っているんですけども、大きく言うと敷地の半分がですね、国交省の土地、国交省の建物になってます。具体的に、改修したトイレとか、展望のガラス張りのところとか、あの辺りがですね、国交省の持ち物になってます。本来は、そのトイレと駐車場だけが、正式に言えば道の駅です。今、フルーツを販売させてもらっているあたりとか、うきはの里の事務所が入っているところ、あれは正式に言えば、道の駅に附属している物産館という位置づけになります。

簡単に言えば、もう全体を道の駅、道の駅と呼んでるんですけども、実はそういった形で、見えない敷地の境界がありまして、今回、市が予算計上させていただいたりしているのは、その市が持っている物産館、あれはもう建物から土地から市の持ち物ですから、そういう意味で予算を計上させていただいている。ですので、トイレ改修できれいになっているトイレとかはですね、一切、市の持ち出しというのは発生していないと、そういったところになっております。

また、配当金につきましては、手続につきましては、さっき課長のほうが説明したような、取締役会等で協議をして決定しているんですけれども、その考え方としましては、売上げだけを見ているわけではありませんで、純利益、純利益を見ていただくと、大体3,000万円前後で推移しております。ここ、あんまり変わっておりません。将来的な投資もしないといけませんので、大体3,000万円で同じぐらいなんです。その純利益があんまり変わってないので、配当金もあんまり変わっていないということになっております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございませんか。2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 2つお尋ねしたいことがありました。まずは4ページの女性取締役の登用について、こちらちょっと、もう少し詳しくお伺いできたらと思います。

それと、12ページの中の経費の中の研究調査費ですとか教育指導費の中で、近隣の筑前町のみなみの里さんが、みなみの里として漬物生産者さんを増やすために、個別指導とかに入っておられるというお話を伺っているんですけれども、例えば、うきはの道の駅のほうで同様の対応がこの5年度でなされたかどうか、こういったところをお聞かせください。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） まず、女性の登用につきましてですけれども、これまでですね、取締役につきましては、16ページに掲載しておりますですね、各団体の長を取締役として今お願いをしているところでございますけれども、出荷者を経験しておられ、また女性の視点からですね、この次の第27期になりますけれども、より新しくですね、1名、女性の取締役を増やすということで議題が出ました。それにつきましては、また次の27期のほうです、御議決がされましてですね。女性の方で、元出荷組合OGの方に入っていて、そういった目線で、これからまた活発な議論をしていただくようにしているところでございます。

それから、2点目の12ページ関連でございます。どちらかという漬物の、こういった指導、教育等をしたかということかと思っております。こちらにつきましてはですね、うきは市のほうでも漬物の販売、出荷をされていた方がおられました。以前、80人ほどの方が出荷をしておりました。

ただ、御存じのとおり保健所の指導許可等がですね、今回少し強化されたということですね。うきは市のほうでは、まずは、筑前町のほうは指導されたということですが、うきはの里株式会社のほうでは、まずアンケートを取りまして、今回この保健所の指導が強化されたことで営業継続されますかというアンケートを取ったところでございます。実際に営業継続をしたいということですね。2割の方が現在、そのまま出荷をしていただいております。

さらにですね、アンケートのほうです、例えば自分で保健所の許可を取ることは難しいけ

れども、共同で施設を借りて、共同で漬物を出荷するという考えはございますかというアンケートも取られましてですね。数名の方がおられたんですけども、もしそういった方が多ければですね、本当にそういった施設を借りる、あつせんとかですね。そういうのもしていかないといけないかなというふうに考えておったところですけども、少し少なかったということからですね。なかなか実際の指導強化までは至っていない状況でございます。これについては大変難しい問題だと思っておりますけれども、また引き続き支援をしていきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございますか。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 1点のみ、お尋ねいたします。

うきはの里株式会社ということで、最後のページに監査役の方のお名前がありますが、私の知る一般的な株式会社で最後の監査の場合は、例えば監査法人A社の誰々、公認会計士AとかBとかという感じになっておりますが、うきはの里株式会社の場合、この監査役で十分なのか。また、この監査役の方の、そういう公的な資格というのは何かお持ちなのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） うきはの里株式会社のほうではですね、公認会計士といえますか、そういった専門の人材のほうもですね、契約をしまして、適宜そういった経理のほうにですね、当たっていただいておりますのでございます。

今回のこの監査につきましてはですね、今2名の方のお名前記載しておりますけれども、こちらについては、またそういった取締役会等々で、これまで決めてきた内容でですね、監査もお願いし、これまでもしてきたということでございます。

以上です。

この16ページに書いている方については、そういった資格があるかというのは、今のところ把握はしておりません。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございせんか。

それでは、質疑なしでよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第5号の報告を終わります。

日程第11. 報告第6号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第11、報告第6号専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）を議題といたします。

説明を求めます。石井生涯学習課長。

○生涯学習課長（石井 孝幸君） 生涯学習課の石井です。

議案書5ページになります。報告第6号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により、令和6年6月24日付で別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。令和6年9月6日提出。うきは市長権藤英樹。

次のページです。専決第5号専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。令和6年6月24日。うきは市長高木典雄。

7ページをお開きください。

まず、生涯学習課の職員が事故を起こしたことについて、深くおわび申し上げます。

本件は、令和6年5月1日16時58分、吉井町千年のセブンイレブン駐車場内において発生しました。

生涯学習課の職員が、店舗駐車場から車両を発進させた際、後方確認が不十分であったため、右側後方から進行してきた相手方車両の右側前方のタイヤカバー部分に、公用車トラック荷台の右側後方部分を接触させ、破損させたものになります。

公用車には損傷はなく修理不要としておりますが、相手側では、右側前方のタイヤカバー部分に傷がついたものです。

相手方は、記載のとおりでございます。

和解の内容及び損害賠償額は、うきは市の損害額はなし、相手方の損害額が18万8,000円で、車両の修繕料になっております。

責任割合は、うきは市が70%でございます。

決済方法は、うきは市が相手方に対し70%の13万1,600円を支払い、今後本件に関して、双方とも一切の異議申立て及び請求を行わないことで和解をしております。和解の成立が令和6年6月24日になりましたので、同日付で専決処分を行ったものでございます。

今後、職員の安全運転の意識向上に努め、再発防止に取り組んでいきたいと考えております。特に駐車する際には、バックで駐車することを指導しております。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 毎回ですね、結構この事故の報告が入ります。それは、わざと起こしよるっっちゃうことは考えられませんが、どういったその対策をとするのか、お願いします。

○議長（江藤 芳光君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石井 孝幸君） 事故を起こしたのが5月1日になります。5月14日の管理職会議で注意喚起を総務課からしていただいております。具体的には、車を駐車する際にはバックで駐車すること、そのほかには、例えば市役所に来る場合については、市役所の一番遠いところ、北側ですね。一番遠いところの駐車スペースにバックで駐車するということで、職員のほうには指導しております。

それと、来月の10月9日、16日、23日に職員の安全運転講習会の実施があるというところで、事故を起こした職員はもちろんですけども、運転に自信のない職員も中にはおりますので、必ず参加するようにですね、指導をしております。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいま伊藤議員から御質問がありました件で生涯学習課長が答弁をしましたが、補足をさせていただきますが、この後の報告第9号でも公用車の事故について御報告をさせていただきます。また、議員御指摘のとおり、これまでの間も、多くの公用車の事故について御報告をさせていただきます。私自身も前職の議員時代に、対応策について、執行部にただした側としての気持ちも大変強く持っているところでございます。

今申し上げた、来月の10月に予定をしております講習会につきましては、本市が所有する、うきは市立自動車学校を利用いたしまして、実際に車に乗っていただくような実車の講習、それと机上での講習、この2つをしっかりと受けていただいて、今後の事故の未然防止に取り組んでいただく心構えをしっかりと持っていただく、そのような講習を数日間に分けて開催をする予定でございます。

これで全てをカバーできるというふうには思っておりませんが、そういった少し一歩進んだ取組を今回考えておりますし、今後は議員御指摘のとおり、公用車の事故について、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（江藤 芳光君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 事故については保険入っとるけんで、あまり影響はないのかと思います。幹部だけがしっかりいろいろ考えるんじゃないかと、ずっと下のほうもですね。真剣に取り組んでもらうような方策をお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 総務課長。

○総務課長（石井 太君） 総務課、石井でございます。大変御迷惑をおかけしております。

先ほど課長が申しましたように、今、管理職会議では、もうほぼ毎月ペースで、この関係については御報告と周知をさせていただきます。議員おっしゃるように、なかなか管理職の声が職員全体に届いていないという部分があったので、この件については直接、管理職のほう

からお伝えをしてくださいというふうなお願いもさせていただいております。同時に、今後につきましてはですね、今現在やっぱり公用車にバックモニターがほぼついておりません。やはりその辺りの技術云々ではないと思いますけれども、そういったハード的な整備につきましてもですね。予算の許す限り整備をしながら、できるだけ事故の防止に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。では、質疑なしでよろしゅうございますね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第6号の報告を終わります。

日程第12. 報告第7号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第12、報告第7号専決処分の報告について、これも和解、損害賠償額の決定についてを議題といたします。

説明を求めます。雨郡建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） おはようございます。建設課長をしています雨郡です。まず、すみません。事故が発生しまして申し訳ございません。

報告内容、第7号専決処分報告。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により、令和6年7月24日付で別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。令和6年9月6日提出。うきは市長権藤英樹。

9ページ目のほうに参りまして、専決第7号専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。令和6年7月24日。うきは市長権藤英樹。

内容でございますが、事故としましては、令和6年4月28日13時に起こっております。

場所としましては、うきは市妹川のほうの魚返りの滝のほうです。

事故概要のほうなんですが、魚返りの滝の滝つぼ付近まで近づいて、歩道端の手すりに手をかけたところ、手すりごと滝つぼのほうに転落して、けがをされたものです。

相手方は、記載のとおりでございます。

和解の内容でございますが、損害としまして相手方の分の治療費、通院費の6万1,960円。

損害の内容としましては、相手方の左足打撲、両手首・背中裂傷で、責任の割合としましては、うきは市の公共物でございますので、うきは市のほう100%で、損害賠償額としまして6万1,960円。

決済の方法ですけれども、甲が乙に対して支払いを行いまして、本件に対しまして、双方とも一切の異議申立てがございませんということで和解はしております。

以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第7号の報告を終わります。

日程第13. 報告第8号

○議長（江藤 芳光君） 日程第13、報告第8号専決処分の報告について、内容は一緒であります。和解及び損害賠償額の決定についてを議題といたします。

説明を求めます。同じく建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） 報告第8号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により、令和6年8月2日付、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告します。令和6年9月6日提出。うきは市長権藤英樹。

専決第8号専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。令和6年8月2日。うきは市長権藤英樹。

内容としまして、13ページになります。事故の発生についてですけど、令和6年4月20日8時15分。

事故の場所ですけど、うきは市浮羽町西隈上101番地1付近のところの市道のところで発生しております。

事故の概要ですが、相手車両が、市が管理する道路を通行中に対向車と擦れ違う際に、対向車が道路中央に寄ってきたため、接触を回避するために道路端に車両を寄せたところ、倒れていた駐車禁止の看板にですね、接触して、タイヤを破損したものでございます。

相手につきましては、記載のとおりでございます。

和解の内容でございますが、損害の内容としましては、車両修繕料及びタイヤ破損、ホイール等の費用としまして3万9,160円、うち、責任の割合としまして50%のところ、損害賠償額としまして1万9,580円、内容としまして、甲のほう乙に対して1万9,580円を支払いまして、今後一切、異議申立てはございませんという形で和解はしております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 1点だけお伺いします。

駐車禁止の看板って、これは市が設置されているんですか。

○議長（江藤 芳光君） 雨郡課長。

○建設課長（雨郡 智也君） 駐車禁止の看板なんですけど、空き地のところに以前駐車が多かったというところがございまして、駐車看板の設置をした経緯は、市でやっております。ただ、置かれたまま大分年数がたっておりまして、草とかで見えなくなっていたというのが現状で、上の駐車看板というのも、もうちょっと崩れて見えなくなっている状態で、基礎だけ残っているような状況です。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 市のほうの持ち物ということであれば、市の責任も生じてくると思われます。こういったものが市内にどれぐらい設置されているのかは、把握されているのか伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） 正確なものは把握しておりませんで、今回事故があった後にですね、そういったところがないのかという点検はやって、同じような事故がないような形では点検をしておりますが、なかなか全てが見切れてないというところがありますので、都度ですね。毎日の巡視と併せてですね、なるべくそういう形の事故が起きないような形で、対策を取っている次第です。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第8号の報告を終わります。

日程第14．報告第9号

○議長（江藤 芳光君） 次、日程第14、報告第9号専決処分の報告について、内容は一緒です。和解及び損害賠償額の決定についてを議題といたします。

説明を求めます。同じく建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） すみません。こちらのほう車両の事故で、先ほど御説明があった内容と同様の職員の事故でございます。申し訳ございません。

報告第9号専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分手項の指定により、令和6年8月19日付で別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。令和6年9月6日提出。うきは市長権藤英樹。

すみません。15ページのほうに参ります。

専決第9号専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分手項について、別紙のとおり専決処分する。令和6年8月19日。うきは市長権藤英樹。

事故の内容、16ページでございます。

事故発生としまして、令和6年7月11日、14時58分。

事故の発生場所としましては、うきは市吉井町のナフコの駐車場内でございます。

事故の概要なんですが、建設課の職員が店舗駐車場から車両を発進させた際に、後方の確認が不十分であったため、後方に駐車していた相手方の車両のバンパー部分に公用車バックドアを接触させて破損させたものです。

相手方は、記載のとおりでございます。

和解の内容、損害賠償の額なんですけど、損害額としまして、相手方のほうの車両修繕費、レンタカー代で41万2,200円になります。

損害内容としましては、車両右側前方部破損が相手方の状況でございます。当方の部分のバックのほうに対しましては、損傷がそこまでなかったというところです。

責任の割合なんですけど、止まった状態にぶつけてますので、100%の被害がうちのほうでございます。

損害賠償額としまして41万2,200円。

決済方法としまして、乙が甲に対しまして41万2,200円を支払うことで、本件に対して双方とも一切の異議申立て、請求は行わないという形で和解をしております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 1点だけ確認をお願いします。

自動車保険に多分入ってあるんだろうと思うんですけども、こういう事故が発生した場合、例えば個人的な事故で、自動車保険に入らなくて事故を起こせば、いわゆる等級が上がるか下がるか、ちょっと忘れちゃったけど、いわゆる保険料が高くなるという形になりますが、その点については、市の保険はその保険料が上がるとかそういうことにはならない、そういう保険なのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 石井総務課長。

○総務課長（石井 太君） 総務課、石井でございます。

まず回答としては、変わらないというのが回答でございます。市の保険につきましては、人口規模等によって加入している保険のようでございますので、一般の個人の方が加入している保険とは少し異なるような取扱いのようでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 13番、熊懐議員。

○議員（13番 熊懐 和明君） 今の関連ですけど、これ車両保険か何かが出るんですかね。それが1つと、やっぱり私、全部聞きよってですよ。これ、何か、こんなもう不注意ばかりで事故が起きているような、大体私たちも事故を起こしますよ。それで、あまりいろいろ言いたくないんですけど、大体バックするときは、後ろにどのくらい車が来よるか何か見てから乗るんですけどね。そこんにきの注意も何か怠っているような気がしますので、講習と一緒に個人に、そういう注意を促してもらいたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 総務課長。

○総務課長（石井 太君） 2点、御質問をいただいております。

まず1点目ののは、そういった車両保険の類い、修理も含めたところの保険になります。今回ちょっと高額のようでございますけれども、基本はレンタカー代が、かなりかかったというふうなところでの精算になっております。

それから2点目、不注意の関係については、もう私もそのように認識をいたしております。先ほども申しましたように、やはり私個人がバックモニターのない車に乗るのが実は怖いですね。後ろの感覚がかなり以前と変わってきております。そういったところも職員のほうには周知をしながらですね。できるだけそういったことがないように、これからもみんなで研さんをしながら、事故のないように取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 2点目についてでございますが、議員のおっしゃるとおりだというふうに思っております。管理職会議等でも申し上げているのは、これが自分自身の所有する車だったらというふうに考えてもらいたいということで注意啓発を行っております。公用車は市の持ち物でありますので、やはり自分の車でないというような感覚がどこかにあるんじゃないかというような懸念を持っておるところでございます。ですので、先ほど総務課長が答弁したとおり、ハードの面でバックモニター等ですね、装備、そういったものが今後できるのであれば、財政等も加味をしながら考えていきたいと思っておりますが、まずもって、自分の車というような認識で乗っ

ていただくような感覚をしっかりと、これから職員に醸成をしていきたいというふうに思っております。

○議長（江藤 芳光君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 大体これ、職員は1人で車に乗ると、あんまり見らんとですよね。大概2人とか、その辺で乗っとることが多いと思います。それならやっぱり助手席に乗った人が先に降りて誘導するとか、そういう方法もありますので、その辺を徹底してもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（江藤 芳光君） 石井総務課長。

○総務課長（石井 太君） 全体としてですね、1名でいい、2名で云々というのが、内規で決めているものではございません。状況に応じて1名の場合もありますし、複数名の場合もございます。ただ、私の所管する部分については、できるだけ2名以上で現場のほうには行ってくださいというお願いはしておりますけれども、やはり業務が煩雑する中ですね。なかなか2名、複数名体制ができないというふうなことはあるかと思えます。ただ、いずれにいたしましても、とにかく注意、それを怠らないように、これからは職員全体で、そういった意識を高めていくように努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第9号の報告を終わります。

日程第15. 議案第36号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第15、議案第36号専決処分の承認を求めることについて（令和6年度うきは市一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

まず、議案書及び予算書についての説明を求めます。高瀬企画財政課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 議案書のほうは17ページと18ページになります。

予算書におきましては、令和6年度一般会計補正予算（第3号）、左上に令和6年7月8日専決第6号と書かれた分の1ページをお開き願います。

専決第6号令和6年度うきは市一般会計補正予算（第3号）。

令和6年度うきは市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ167億2,077万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。令和6年7月8日
うきは市長高木典雄。

この補正予算につきましては、8月4日の全員協議会で御説明申し上げましたように、6月
30日から7月1日にかけて降り続いた大雨被害に対する応急的な復旧工事費を計上したもので
ございます。このたびの大雨によりまして、市内各所におきまして、のり面崩壊による交通障害
や河川の増水による護岸崩壊等の被害が発生をいたしました。このような被害に対しまして市と
しても、市民の皆様の安全確保と生活の維持のため、一刻も早い対応が迫られたことから、7月
8日に地方自治法第179条の規定に基づく専決処分を行ったものでございます。

続いて、5ページをお願いいたします。

「第2表 地方債補正」でございます。

今回の災害復旧事業の財源といたしまして、地方債を充てております。

農林水産業施設災害復旧事業につきまして1, 170万円、公共土木施設災害復旧事業につ
きましては9, 100万円を限度額といたしまして、御覧の方法等により借入れを行うものでござ
います。

専決処分の経緯及び理由についての説明は以上となります。

○議長（江藤 芳光君） それでは、説明は終わりました。今の件について御質疑ありませんか。
5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 1点だけ、8月2日に全協で説明いただいたんですけど、その折
に資料を頂いて、市道とか農業施設とか、何か所、何か所ということで、そのどの部分が、この
専決で使われているのかというのがちょっと分かんないんですけどですね。今回の補正まで食い
込んでくるからですね。そういったすみ分けができるものなのか、ちょっと教えていただきたい
と思ってですね。8月2日にもらった被害状況全てをこの専決でやってるとは思いませんから
ですね。そこをちょっと教えていただきたいと。

○議長（江藤 芳光君） 高瀬課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 8月2日の全員協議会の折に資料を配付させていただきまして、
農業施設、それから道路、河川施設における被害箇所、数字のほうを示させていただきました。

今回、この専決処分に関して計上するものにつきましては、例えば同じ箇所でも応急的に復旧
工事をしなければいけない箇所で、応急的に応急工事をしまして、その後、本復旧工事に向ける
箇所もございますので、一概的に、この部分についてというふうなところのお示しをするのがち
よっと難しいような状況でございますので、全体的な、この大雨被害に関しまして応急的に工事
が必要な部分、復旧工事が必要な部分というところで、今回の額を示させていただいているとこ

ろでございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかございますか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 1点だけお尋ねします。

今回の専決が1億900万円ということで、補正のほうは、残りが3億8,170万円ということで伺っています。当初、今日の市長の所信表明の中でも5億円を超える、5億2,800万円ぐらいということで当初言われてたんだけど、残りはどういうふうな形になるのか、ちょっと確認だけしたいと。

○議長（江藤 芳光君） 総務課長。

○総務課長（石井 太君） ただいまの質問でございます。冒頭市長のほうから、今回の被害は約5億3,000万円という報告をさせていただいてます。今回の専決と9月補正を合計しますと4億9,000万円ぐらいになります。当初予算で農林振興課、それから建設課のほうは、当初予算で持っている、もともとの予算がございますので、実際的にはこの5億3,000万円がその予算の中で、現時点では対応できるということで今回は、ちょっと細かいところを申し訳ないんですけど、4億9,000万円頃になってるというふうに理解をしております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 今説明があったのは、議案書と予算書の前段の部分でございます、今から具体的な審議に入らせていただきたいと思います。

今までの点については、これで質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、歳出につきましては、項ごとに担当課長より重点事項を説明いただき、質疑に入りたいと思います。

最初に、11款1項農林水産業施設災害復旧費の説明を求めます。高山農林振興課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） 農林振興課、高山でございます。よろしくお願いたします。

補正予算書14ページをお開きください。

11款1項2目農業用施設災害復旧費1,000万円の増額でございます。14節工事請負費1,000万円、農業用水路、農道の災害復旧工事費となります。

続きまして、3目林業用施設災害復旧費800万円の増額でございます。14節工事請負費800万円、林道の災害復旧工事費として200万円、地域維持型建設共同企業体工事費として600万円となります。これらにつきましては、6月30日からの大雨災害復旧費となります。早急に復旧に取りかかるため、被災箇所29か所分、災害復旧費として専決補正予算させていただいたものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで11款1項の質疑を終わります。

次に、11款2項公共土木施設災害復旧費の説明を求めます。雨郡建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） お手元の補正予算書の15ページになります。

11款2項1目公共土木施設災害復旧費、額としまして9,100万円、12節委託料、こちら5,500万円、災害査定設計委託料という形で、ここの査定の部分なんですけど、9か所分の査定の内容としまして5,500万円でございます。14節工事請負費3,600万円、災害復旧工事費1,000万円、地域維持型建設共同企業体工事費2,600万円、こちらのほうなんですけど、災害、トータルで48か所出ているうちにですね、分けて、どちらかというところと応急的にやっってるのもあるんですけど、分けますと30か所の対応を今、終わっている次第でございます。この2,600万円という形で、以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで11款2項の質疑を終わります。

お諮りします。議案第36号につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） すみません。歳入の説明を求めます。高瀬課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 失礼いたしました。

それでは、歳入につきまして説明をさせていただきます。

11ページをお願いいたします。

13款2項4目災害復旧費負担金、補正額100万円、被災しました農業用施設の復旧に係る受益者負担金でございます。

12ページをお願いいたします。

19款1項1目財政調整基金繰入金、補正額530万円、災害復旧費の財源といたしまして、財政調整基金から繰り入れるものでございます。この繰入れによりまして財政調整基金からの繰入れの総額は、一般会計予算全体で11億6,630万円となります。

13ページをお願いいたします。

22款1項9目災害復旧債、補正額1億270万円、冒頭で御説明いたしました地方債でございます。内訳といたしましては、公共土木施設災害復旧事業債が9,100万円、農業用施設災害復旧事業債が650万円、林業用施設災害復旧事業債が520万円でございます。

説明は以上となります。

○議長（江藤 芳光君） 歳入についての説明がございました。

質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ちょっと重なりますが、議案第36号につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第36号は承認することに決しました。

日程第16. 議案第38号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第16、議案第38号令和6年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。山崎市民生活課長。

○市民生活課長（山崎 稜君） 市民生活課、山崎でございます。よろしくお願いたします。

補正予算書の43ページをお開きください。

議案第38号令和6年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度うきは市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,166万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億1,885万3,000円と

する。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和6年9月6日提出。うきは市長権藤英樹。

49ページをお開きください。歳入でございます

7款1項1目繰越金1,166万3,000円の増額補正でございます。令和5年度決算に基づき繰越金を計上するものでございます。

次に、50ページをお願いいたします。歳出でございます。

9款1項1目予備費1,166万3,000円の増額補正でございます。歳入歳出予算の財源調整でございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 2点ほどお尋ねします。

1つは、今回繰越金ということで、例年よりちょっと、前年よりは大幅差、落ちてると言い方はどうか、少ないんですけれども、その理由をちょっと確認をしたいというのが1点。

それからあと、予備費のところは一応、全部計上するということですが、予備費の歳出予定についてお尋ねしたい。この2つです。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） まず、繰越金が減った理由ですけれども、令和4年度の保険税がですね、コロナ給付金等が事業所得とかに入った影響等もございまして、令和5年度に比べて多かったこと。また、令和5年度は逆に資産割のほうを廃止しましたので、その部分が減っていること。また、被保険者数の減少や医療の高度化によるもので、1人当たりの医療費が増加したためというふうに考えております。

次に、予備費なんですけれども、こちらはもう財源調整という形でしておりますので、特段どこに充てるということは今のところ、まだ考えていないところでございます。

以上になります。

○議長（江藤 芳光君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第38号につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第38号は可決することに決しました。

日程第17. 議案第39号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第17、議案第39号令和6年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。山崎市民生活課長。

○市民生活課長（山崎 稜君） 補正予算書51ページをお願いいたします。

議案第39号令和6年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度うきは市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ201万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,329万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和6年9月6日提出。うきは市長権藤英樹。

57ページをお願いいたします。歳入でございます。

4款1項1目繰越金201万3,000円の増額補正でございます。令和5年度決算に基づき繰越金を計上するものでございます。

次に、58ページをお願いいたします。歳出でございます。

4款1項1目予備費201万3,000円の増額補正でございます。こちらも歳入歳出予算の財源調整でございます。

以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第39号につきましては委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第39号は可決することに決しました。

皆さんにちょっと、ここで確認したいと思います。今、第39号が終わりましたですね、補正予算、議案第41号まで行かせていただいて昼休みにしたいと思います。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） ありがとうございます。

日程第18. 議案第40号

○議長（江藤 芳光君） それでは、次に、日程第18、議案第40号令和6年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。松竹自動車学校長。

○自動車学校長（松竹 信彦君） 自動車学校の松竹でございます。よろしくお願いいたします。

補正予算書の59ページをお開きください。

議案第40号令和6年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ258万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入算出それぞれ1億4,991万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和6年9月6日提出。うきは市長権藤英樹。それでは、説明させていただきます。まず歳入から御説明させていただきます。

65ページをお願いいたします。

4款1項1目1節の前年度繰越金でございます。258万3,000円の増額補正を計上いたしております。これは、令和5年度の繰越額確定によるものでございます。

続きまして、66ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款1項1目予備費に、歳入と同額の258万3,000円の増額補正を計上いたしております。これは、歳入歳出調整分でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第40号につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第40号は可決することに決しました。

日程第19. 議案第41号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第19、議案第41号令和6年度うきは市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。瀧内水環境課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 水環境課、瀧内です。よろしくお願いいたします。

補正予算書67ページをお願いします。

議案第41号令和6年度うきは市下水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和6年度うきは市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第3款下水道事業資本的収入、計1億6,241万1,000円。第1項企業債1億680万円の増、計7億1,070万円。第2項他会計出資金1億680万円の減、計2億320万円。

第3条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

下水道事業補正後の限度額7億500万円。令和6年9月6日提出。うきは市長権藤英樹。

68ページをお願いします。実施計画です。内容は、さきの全員協議会で説明させていただいたものとなります。

資本的収入及び支出、収入、3款1項1目企業債1億680万円の増です。吉井浄化センター増設等の財源として起債の借入れ枠が確保できたことに伴い増額するものです。3款2項1目他会計出資金1億680万円の減です。上記の起債の増額に伴い減額するものです。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 1点だけ、8月29日に全協で資料を頂いた分で、この68ページの補正前の額と、補正額ですかね。これが若干、企業債は、補正前は5億9,820万円と資料では頂いてるんですけど、こちらの議案のほうは、6億390万円となって、計がちょっと資料と違うんですけど、その説明をお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 今の御指摘でございます、合併浄化槽の起債が別に570万円ございまして、款項目の総合計の記載の関係です、ちょっとこのような記載になっておりますが、記載的には間違いございません。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございますか。質疑なしでよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第41号につきましては委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第41号は可決することに決しました。

これでお昼になりますので、休憩に入りたいと思います。再開を1時15分に再開をいたします。休憩に入ります。

午前11時57分休憩

午後1時13分再開

○議長（江藤 芳光君） 少し時間前ですけど、お揃いでございますので再開したいと思います。午後の部を再開いたします。

日程第20. 議案第42号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第20、議案第42号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

説明を求めます。山崎人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（山崎 穰君） 人権・同和対策室の山崎でございます。

議案書19ページをお開きください。

議案第42号人権擁護委員の推薦について。

令和6年12月31日をもって3名の委員が任期満了となります。また、1名の委員から体調不良のため、同日をもって退任したいとの申出がございましたので、別紙に記載しておりますとおり、1名の方の再任と3名の新人の方を推薦するものでございます。住所、氏名、生年月日、職業については記載のとおりでございます。任期は、令和7年1月1日から令和9年12月31日までの3年間となります。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 1点のみお尋ねいたします。

別紙、全員協議会のときに人権擁護委員の推薦についてということで簡単な履歴をいただきました。今回お尋ねしたいのは、3人の方を含めて新任の方に市のほうが当たられたときに、どのような抱負、方針を持って人権擁護委員を引き受けられたのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○人権・同和対策室長（山崎 穰君） 新規の3名の方には、依頼するときに抱負のほうを聞かせていただきました。

まず、高山さんからは、市が目指す、より豊かで快適に暮らせる共生社会の実現に向けて、これまでの自身の経験も生かしながら、AI時代の人権擁護活動に取り組んでいきたいというふうにおっしゃられていました。

山手さんについては、子供から年配の方まで一人一人が安心できる居場所、自分らしく輝ける場所で生き生きと過ごすことができる共生社会の実現に向けて取り組んでいきたいというふうにおっしゃられておりました。

大塚さんについては、40年間にわたる教育活動、また7年間にわたる教育相談活動の経験を生かして、人権相談や人権啓発活動など障害のある方をはじめ、あらゆる方々に対する理解と配慮のある共生社会の実現に向けて生かしていきたいというふうにおっしゃられておりました。

以上になります。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 1点だけ、人権擁護委員は何人いらっしゃるのか。そして、今回御提案されている4名の方って全て教員、元教員なんですよ。いろいろな職種の方が必要じゃないかと思って、そういった構成はどうなっているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○人権・同和対策室長（山崎 穰君） 人権擁護委員につきましては9名いらっしゃいます。今現在が、元教員の方が7名で、元市職員・行政の方が1名、元保育所の方が1名という方になっております。今回、元教職員の方に限らず幅広い方々、16名の方に御依頼させていただいたんですけれども、人権擁護委員の活動が小・中学校の児童・生徒を対象に人権教室を行っていただくなど、なかなか教職員の方以外からはちょっと、引き受けていただくことが難しく、今回も全員、元教員という形になっている実態でございます。当たるときには、そういった元教員以外の方にもですね。積極的に今後も当たらせていただきたいというふうを考えております。

以上になります。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第42号につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、適任とすることに決しました。

日程第21. 議案第44号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第21、議案第44号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 議案書24ページ、お願いいたします。

議案第44号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について。

地方自治法第291条の3第1項の規定に基づき、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を別紙のとおり変更する。令和6年9月6日提出。うきは市長権藤英樹。

提案の理由といたしまして、下記に書いておりますとおり、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が令和6年12月2日と定められ、現行の被保険者証は同日以降、発行されなくなることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、当該規約の一部変更に関して関係市町村と協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次、25ページをお開きください。新旧対照表は1ページになります。

第4条関係の別表第1に、関係市町村において行う業務の中の1、（2）（3）にある被保険者証及び資格証明書の文言を資格確認書などに改めるものになります。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 少しお尋ねいたします。

改めて議案第44号ということで、広域連合の規約を一部変更するに当たって議会の議決、要するに変更することをよしとするかどうかというのを、判断をすることについてという、協議についてという意味で、何かちょっとよく分からない議決案件になってたんで、ちょっとその確認であります。なので、ここで全てが決まるわけじゃなくて、結果的には県の協議会というか、県の議会というか、後期高齢者医療の議会で決めるということになるんですかね。違うんですか。その辺のところはちょっと分からないので確認をしたいということです。それが1点目。

それから、今回具体的に25ページには「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるというふうになっていますので、具体的にはいわゆる保険証が廃止されるということになるということですね。そのことで資格確認書はどういうふうな発行が今後されるのかどうかということと、それから、最長、たしか5年以内とかというふうになってたと思うんですけども、それ以降はどのようなことになるのか。そういういわゆる資格確認書そのものの発行自体も含めて、保険証自体が廃止されて、最長5年の中だけれど、それは、その後はどうなるんですかというのがちょっと全く分からなくて、保険というか、病気とかということも含めてですね。非常に不安が残るわけですけども、その辺のところをちょっと確認したい。

それから、3点目は、資格確認書のお知らせの件数はどの程度と想定されているのか、うきは市が県と一緒に連携して作業するわけでしょうから、これについては把握されていると思いますので、確認したいと思います。

それから、マイナ保険証ということになるわけですけども、実際にマイナンバーカードについている電子証明書自体は5年ごとの更新になるわけですね。マイナンバーをつくってから、当初からすると何度も更新され、何度もというか、一定度更新されている方があると思うんですけども、死亡を除いてですね。この後期高齢の中で更新が確実に実施されているのかどうか、その辺のところを確認したいと思います。

それから、もう一つ大きな課題は、最後ですけども。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員、大きな課題は2回目にして、ちょっと。

○議員（9番 岩淵 和明君） そうですか。ごめんなさい。失礼しました。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 連合規約の改正につきましては、広域連合に加盟している県下全市町村の議会での議決が必要になります。その後の連合議会での議決というのは必要ではないです。そのままもう地方自治法の規定にのっとって県のほうに提出をして、県知事の許可で規約

の改正がなされるというふうになります。

次に、資格確認書の発行なんですけれども、こちらは国民健康保険と同じなんですけれども、今一定有効期限がある被保険者証を発行しておりますので、その更新の時期に当たって、マイナ保険証を持ってない方については職権で交付していくという形になりますので、今のところ国保と同じような形で、1年ごとの更新という形で、職権でされるというふうになります。

あと、お知らせの件数は、すみません。うちのほうでちょっと把握しておりませんので、申し訳ございません。

それから、電子証明書なんですけれども、暗証番号が切れる方につきましては3か月前に、国のほうから封書で郵便物が届いておりますので、それにのっかって、おのおのが手続をしていただくという形にはなりますが、実際それが確実にされるかどうかというのは、もう御本人次第になりますので、ちょっと把握はしておりませんが、電子証明書が切れた方についても職権で、資格確認書のほうを発行していくという形になっていきますので、そこまで影響はないのではないかと考えております。

以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 分かりました。後期高齢者医療のところで、県の知事の確認をして、そして改正されるということですね。ということは、それぞれの地方自治体、加入している後期高齢連合に加入している、それぞれが多数決なのか、少数なのかといったところは関係なくて決まるということですか。ちょっとその辺の手続のところ、例えば反対が多くて議決されなかったということが多くあれば、これは、そもそもなしということになるのかどうか、その辺の流れがちょっとよく分からないというのが1点目です。

それから、もう一つ、私は、先ほどの資格確認書は毎年更新するということですけども、さっき言いましたように、5年を最長としてというふうに、たしかなくてたと思うんですけど、これは、うきは市としては、ずっと続けるということを確認できるんですか。マイナ保険証に登録手続しないことがずっと続いた場合、どういうふうになるのか。

それが改正マイナンバー法では、基本的には保険者の判断によるということになりますけれども、最長5年間というふうになっていたと思うんですよね。そこは理解が違うのかどうか分かりませんが、ちょっとその辺の確認をしたいというふうに。

それから、あともう一点、電子証明のところ、おのおの本人次第ということになるというふうにお答えいただいたんですけども、保険証を廃止するということは逆に言うと、おのおの判断でして、そのまま保険証って一体何だったんだということになるんですか。よくその辺が分からない。資格確認書と保険証との関係がちょっとよく分からないんです。未来永劫、保険証が資

格確認書に全部変わりますと。全部発行しますという話だったらすっきりして分かるけども、何かそれが、いまいよく分からないですね。それで大丈夫なんですか。先行きがきちんと見通せないところで廃止の議決、お願いしたいと言われても、その不安は払拭されないんですけれども。

もう一つ、大事なところで、高齢者福祉のところで、特に老人福祉とか保健施設、療養施設に入所している方々の問題点は、さきの6月の議会するときにも話をさせていただきました。マイナ保険証については全く管理していないという話が答弁されていますし、全国のそういった施設関係も扱っていないという実態があります。それぞれが、さっき言ったように判断することになるんですけど、実際にマイナ保険証登録をもうしているかしていないかも分からない方も含めてですね。施設に入所している方がいらっしゃると思うんです。そういう意味では支援者のリカバーがないと、なかなか難しいところがあるというのが実態だと思います。それについては何らかの対応策というのは考えておられるのかどうか。そういう方針って示されているんですか。

以上、ちょっと、2回目です。すみません。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 市町村の議決を得て、市町村から議決証明書を広域連合のほうに送って、それから全市町村のがそろった上で、県のほうに許可を得るという形にはなりますけれども、もともと国民健康保険法のほうが変わって、被保険者証が廃止になるというのはですね、国会のほうで決まっておりますので、実際、規約の改正がなされないという形であって、現実としては、実務上はもう進むというふうな形にはなっていくというふうに考えております。

2点目の5年間という形にはですね、資格確認書の有効期限を5年以内で定めることができるという形であって、資格確認書は5年間しか続かないというわけではありませんので、今のところ、まだはっきりと決まってはおりませんが、当分の間、職権において、保険者が資格確認書を発行することができるというふうになっておりますので、それが当分の間続くというふうに考えておりますので、影響はないかというふうに考えております。

あと、電子証明書の関係で、ちょっと私のほうが言ってみましたけれども、あくまで国としてはデジタル化を推進する、DX推進するに当たっては、やはりこういったデジタル化というマイナ保険証を使うというのはですね。今後にとっては、やらなくてはならない事業だというふうに考えております。ただ、強制して行うものでもないんで、そこは個人の判断でという形にはなるのではないかというふうに思っております。

また、4番目に、施設の方という方でおっしゃられていましたけれども、マイナ保険証を持っていない方については、職権で資格確認書のほうを発行します。マイナ保険証を持っていても、やはり資格確認書は必要だというふうに施設のほうとかが判断するんであれば、申請によって、それを発行することもできますので、そういった形で不都合にならないような形にはですね、し

ていきたいというふうに考えております。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） さっき一番最初に聞いたときに資格情報の、この後期高齢の枚数は、まだ分からないということでしたよね。そういうレベルでいいんですかね。何か補足があるわけね。要は、さっき高齢者の医療施設のところで、本人が分からなければ、代わりの方があえて申請を、その資格確認書を申請に基づいて受け付ける、そういった方法というのはオープンにされている議論なのかどうか。もう一回ちょっと確認をしたいと思いますので。

だとすれば、そういうふうな広報は、きちんとするのかどうか、ちょっと確認をさせてもらいたい。特に施設関係のところは、施設入所するときに保証人とかなんとかでいろいろあつたりするのかもしれませんが、基本的には御親族の方でも、なかなか同意を得られない場合もあるので、その辺のところを誰が保険証を、発行の申請をするのか。今回は強制とする、職権で行うけれども、例えば健保組合とかあいつた組合に入ってるところなんかは、申請に基づいて資格確認書を出すというふうになってるんですね。でも、後期高齢と国民健康保険については職権で発行するというふうに一応なってるけれども、問題は、そこに入所してる方々の意思確認をどうするかという問題が残っていると思うんですね。そういった不安があるのに、この2か月後、3か月後ぐらいで、そういった制度を廃止して強制するというのは、ちょっと異常ではないかなというふうに思うんですよ。その説明すら、十分に市民の方が理解できているのかどうか、私はちょっと疑問が残ると思いますので、ぜひちょっといろんな意味で配慮いただきたいということです。

それから最後に、うきは市は、後期高齢について言えば保険証を残す、職権に基づいてね。それこそ職権に基づいて発行するんだったら保険証は取りあえず、資格確認書というような名前は、どちらが正しいのか分かんないけど、当面残すというふうに意思表示されるんだったら、そのほうが、きちんと明確にされるほうが、より被保険者にとっては分かりやすいのではないかなという気がするんですけど、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○市民生活課長（山崎 稔君） 先ほどのお知らせの枚数ではないんですけども、今、マイナ保険証を持ってある方が、うきは市で58%いらっしゃいますので、被保険者数が、5,560人が令和5年度末の人数ですので、大体3,200人程度が今、マイナ保険証のほうを持ってあるかというふうに考えております。

先ほど法律の名前がですね、国民健康保険法と言ってしまったかもしれませんが、正しくは高齢者の医療の確保に関する法律のほうでしたので、ちょっと訂正させていただきます。

こちらについては、もうマイナ保険証でいくということですね、国のほうで決まっております。

すので、うちのほうは、その法律にのっとって仕事をしているという形になりますので、今のところは、もうマイナ保険証を持ってある方は、それを使う。持っていない方については、職権のほうで資格確認書のほうをお送りする。施設等でですね、やはりマイナ保険証が使いづらいとかいった形で申請があれば、うちのほうでまたそれに基づいて発行するという形で行っていききたいというふうには考えております。

周知等はですね。国とかそういったところからも今行っておりますので、そういうのを見ながら、市のほうでも必要であれば、広報のほうはしていきたいというふうに思っております。

以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 3回は終わりました。

ほかに皆さん、ございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 1点だけ、そのマイナ保険証、登録は申請してからすると思うんですけど、していない人は資格確認書を市のほうから、登録されていない人に全てにやると。12月2日から病院にかかるときは、保険証やらを持って行ったら、そげな資格書がないなら100%治療費を払わないかん。どげんなってるのかがよく見えてこないというか、あんまり詳しくないからですね。保険証は100%、12月2日までにマイナ登録か、資格確認書のどちらかが届くというような形で認識していいのか、ちょっと教えていただきたい。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 今発行されている被保険者証の有効期限までは、それを使うことができますので、令和7年7月31日までは被保険者証の、例えば登録に変更とかの申請がない限りはですね、それを使うことができます。申請、そういうのがあった場合にはですね、これから発行するのはできなくなりますので、資格確認書のほうが置き換わる。もしくは、もうマイナ保険証を持ってあれば、マイナ保険証の中のデータが書き換わるという形になります。

以上になります。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第44号につきましては委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 基本的には不安が残る状況が全く変わらない。期日ありき、確かに国の法律はそういうふうに決まりました、去年の6月にですね。12月2日から、これがいいかどうかは国が決めたことだから仕方ないでいいんでしょうか。保険者は誰ですか。税金を集めているのは誰ですか。保険証を発行しているのは誰なんですか。そこに責任を負わなければ、やっぱりおかしいと言わざるを得ない。そういった判断とか議論とか、あるいは、市民の皆さんにどれだけ周知できているかということをやっぱりきちんと推しはかりながら、足りないところはやっぱり説明していくし、必要な場合によっては、何ていうかな、いろんな対策を取っていく。今、最初の回答にありましたように、5,560人中、約3,200人ぐらい、残り2,360人ぐらいはマイナ保険登録していないですね。その方をどうするんですか。

さっき言いましたように後期高齢のところ、自分で判断できない人も含めて、そういった方々の支援も含めて、どういう形であるのかということをやっぱり保険者として、後期高齢の場合は県と共同運営しているという関係ですので、うきは市だけを責めるわけにはいかないと思いますけれども、そういったことが必要だと思います。

私は、医療関係のDX化推進することに反対しているのではないんですね。そもそも、保険証というのは命に関わる入り口のものなんですよ。そういう雑な扱いでいいのかどうかということに非常に疑問を持っています。そういう意味では公的医療制度としてなっている後期高齢者医療そのものを確認できない今日の状態の中で、その規約の改正を行うために議決を求めると言われても、これは反対せざるを得ないというふうに私は思っています。

そういう意味では、改めて県民の不安が払拭されるまで、現行の保険証を存続することを改めて求めたいと思って、改正マイナンバー法を盾にした、期限ありきの今回の規約の一部変更等については反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 反対討論が今、岩淵議員から出ました。

次に、賛成討論をなさる方は、7番、野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 私は賛成の立場で意見を述べたいと思います。

先ほど山崎課長のほうからの説明もありましたように、この問題につきましては国のほうで、もう既に決定が、これに切り替わるという決定がなされております。これをですね、そもそも反対の意見の一番根本にあるのはマイナンバー保険証、これに根本的に反対しているから、今回のこの分についても納得できないというような、そういった意見ではないかなというふうに感じております。しかしながら、これをうきは市だけが反対して、やらないということになれば逆にですね、ほかの地域から非常に後れを取っていく。実際、それを利用される市民の方というのは、

やっぱりほかの地域と比較しても後れを取るような形になります。

今いろいろ反対の意見を述べましたが、これはまず、この法改正、既になされておりますので、ただ、それを推進していく中において取り組む仕方、取組の仕方、そういった部分の問題ではないかなというふうに感じております。そういった意味では、マイナ保険を既に取得されている方、そういった方は、やっぱりこういった切り替わっていくことをどんどん利用していくかと思いますので、やっぱりきちんとした法改正は法改正として、うきは市としても、これをきちんと改正をしながら、ただ、これを今後どういうふうに進捗をしていくのかということについてはですね。先ほど反対の討論の中にもありましたように資格確認書と、これも職権で出されるといふことでもありますので、きちんとした周知徹底を図っていくというふうなことを徹底していけば、やっぱりきちんと国の法改正に合わせて、ここは、うきは市としても改正をすべきじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 次に、反対討論はいらっしゃいませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 今までの質疑等を確認しましたところ、マイナ保険証に入っていない人もかなりおる。そんな中で資格確認書やらに替わってするという事なんですけど、デジタルに弱い人のフォローアップというか、そういった課題というのが全然見えてこないというかは、こういった形でフォローしていきますよというようなのを、そういった課題というのは幾つもあるんじゃないかなと思う。そういったのを解決する、こういった課題が今回改正で上がってくるおそれがある。それによっては、こういったフォローをやっていきますというようなのが、はっきり見えないという、ちょっと抽象的な言い方ですけどですね。その中で、これを通すというのは、僕もちょっと危険に感じ取られますのでですね。そこが、自分もまだ勉強しとらんからですね。ただ、自分もまだ12月までに、そういった形で変わるから国のほうでも、もうそういったふうに改正されておるといふことだからとは思いますが、そういった課題というのが全然、資料としても頂いていないし、そういった観点から、ちょっと不十分じゃないかなと思って、ちょっと反対をさせていただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 次に、賛成討論はございませんか。よろしいですか。

それでは、反対討論の方いらっしゃいますか。8番、竹永議員

○議員（8番 竹永 茂美君） 後期高齢者に間もなくなろうとしますので、喫緊の課題だと思っております。DX化が進まなきゃいけないという立場も分かるんですけども、それぞれの地域、実際関係する機関等のことを考えると、やはり今回の分は、地方分権の根本に関わる問題ではないかなという気がしております。

岩淵議員と課長の答弁の中で深まった部分はあるんですけど、やはり根本的には、中央のほう

からDX化、あるいは行政の合理化のためにしてほしいという要望が上がって改正される分であれば、地方分権の根本にも関わらないとは思いますが、何が何でも上からやろうということに対して幾つかの問題、特に後期高齢者につきましては、今、認知症との関係も、かなり関係が出てきますので再度十分な審議をするために、本案については反対をいたします。

○議長（江藤 芳光君） 再度確認します。次に、賛成討論のある方いらっしゃいますか。3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 3番、高松です。

反対3に対して、討論数がですね、賛成1というじゃ、ちょっとあんまりだと思いますので発言しますが、国が決めた方針で、説明が十分じゃなくて不安を抱える部分は確かにあるとは思いますが。しかしながら、DX化を進める上でのマイナンバーカードの活用というのも必要なことで、マイナ保険証としての利便性は、これから活用していく中で広げていったらいいことだと思います。

一方で、マイナ保険証をお持ちでない方に対しては、今回のような資格確認書を、これを、もともとは申請によって交付するだけだったのが、積極的に申請によらず交付すると変わってきておりますので、いい方向に捉えて、これは、私は賛成したいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 次に、反対討論は、もういらっしゃいませんか。よろしいですか。

逆に、賛成討論の方、もういらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、これで討論はないというふうに認めさせていただきたいと思っております。

これで討論を終わらせていただきます。

それでは、討論を終わりましたので、採決に移りたいというふうに思います。本案は、起立により採決をいたします。本案を可決することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（江藤 芳光君） 着席願います。採決の結果、起立多数です。したがって、議案第44号は可決することに決しました。

権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいま可決をいただきましたが、討論でしっかりと反対、賛成、両方の御意見を賜ることができました。議論の中で少しあっておりましたが、このマイナ保険証を取得できない方々に対する資格確認書、これについては各議員から御意見が出ていましたとおり、しっかりと責任権者として発行をしていく、そういったことで御懸念になられている困った皆様ですね。マイナ保険証等をお持ちでない方々へ、しっかりとそういったところを行っていくとい

うのは、担当課ともしっかりと調整をして、行ってまいりたいというふうに思っております。

また、途中に賛成等の議論にも出ておりましたが、国の施策としてのこのマイナ保険証の取扱い関係になってございます。市としても、対応については考えてまいりたいというふうに思っておりますが、議会としても、意見書等を国等に出すこともできるような形もございまして、そういった形で国に対して声を上げていくという方法については、また市側も、議会側も、御一考賜ればというふうに思っております。

○議長（江藤 芳光君） 以上で、本件については終わらせていただきます。

日程第 2 2. 議案第 4 5 号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第 2 2、議案第 4 5 号電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。山崎市民生活課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 引き続きお願いいたします。

議案書 2 6 ページをお願いいたします。

議案第 4 5 号電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の変更について。

地方自治法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の一部を別紙のとおり変更する。令和 6 年 9 月 6 日提出。うきは市長権藤英樹。

提案理由といたしまして下記のとおり、システム更改のために規約を変更する必要があり、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、2 7 ページをお願いいたします。

新旧対照表は、2 ページを御覧ください。

戸籍法施行規則第 6 8 条の規定に基づく戸籍事務の処理を、戸籍データを格納するサーバーを今、飯塚市のほうに置きまして、うきは市、直方市、芦屋町の 4 市町で共同運用を行っております。このたびシステム標準化への準備のために、戸籍システムのクラウド化が必須となります。飯塚市に 2 台設置してあるサーバーのうち、戸籍情報システムのサーバーについては撤去してクラウド化を行います。他自治体や法務局とのデータのやり取りを行う戸籍事務内の連携サーバーのみ飯塚市で運用することになりますので、今回規約の変更を求めるものになります。

また、規約などの管理については具体的な定めがなかったので、法務省の通達に準じた管理を行うように定めたものになります。

施行期日は、令和 7 年 2 月 1 日からになります。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） ちょっと確認ですけれども、飯塚サーバーに移行する際に、たしか年間契約で金額を定めて、5年間の契約金額が出されていたと思うんですけども、ちょっと正確に調べてきていないので、ちょっと正確には分かりませんが、それが今回のところで、どういうふうに料金体系というか、変わるのか。

当時、説明のときに使ってた、この前、8月29日に資料を頂いたところの絵のところ金額が幾つか書かれて、金額が出てた、当時、説明として使われていましたけれども、今回、右側の法務省全国の統一のクラウドをつくるということになるので、その辺のかかっている費用関係について、どういうふうになるのか。そこをお示しいただけませんか。1点だけ確認します。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） ちょっと費用の金額までは、ちょっと今、手元にないんですけども、これにつきましては当初予算のほうで計上しておりますので、そちらのほうで御確認していただければというふうに思います。お願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 1点、確認ですが、ずっと飯塚での事務処理がなされてきたということですけど、今回また全国的な、政府の方針で、クラウドに移っていくということだと思うんですけど、そもそも4自治体、途中で増減したのかもしれませんが、そういう規約というのは、どこかの時点で議会とかに提案されていたのでしょうか。部分部分が変わっていても、本体がそもそも何なのかというのが分からないと、なかなか賛成、反対の資料にならないと思いますので、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 市長公室長。

○市長公室長（吉松 浩君） 市長公室長、吉松でございます。

ちょっと手元に確実な資料がございませんので、もし間違えていたら恐縮でございますが、以前の規約の新旧の資料の中に、この規約がもともと平成28年4月1日から施行するということになっておりますので、恐らくはでございますが、それ以前の議会の中で御審議いただいて御議決いただいていたものと、そのように推察しております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） ということであれば、これは例規集に上がっているという確認でよろしいのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 吉松市長公室長。

○市長公室長（吉松 浩君） 手元にちょっと、これも含めて確実な書類がございませんので、これは確認したいと思います。

○議長（江藤 芳光君） それじゃ、ここでちょっと暫時休憩を入れたいと思いますが、いかがですか。

〔「反対」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 反対。10分ばかり。15分まで暫時休憩します。

午後2時02分休憩

午後2時13分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

それでは、本件について答弁があります。市長公室長。

○市長公室長（吉松 浩君） それでは、答弁をさせていただきます。

まず、先ほどの規約につきまして例規集に載っているのかというところではございましたが、規約でございますので今回、今回といいますか、この例規集の中には記載がございません。

先ほどの日付の件でございます。遡りますこと平成27年の12月議会、12月定例議会の中で、飯塚市とうきは市との間の電子情報処理組織による戸籍事務の委託についてということをお議論いただいております。こちらについて御議決いただいているところなんです、この中で規約を定めるとなっております。その規約が今回変更になる内容の規約の基の規約ということになります。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めさせていただきます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第45号につきましては委員会付託を省略したいと存じます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第45号は可決することに決しました。

日程第23. 議案第50号

○議長（江藤 芳光君） 日程第23、議案第50号うきは市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。山崎市民生活課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 議案書36ページをお願いいたします。

うきは市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

37ページをお願いいたします。新旧対照表は11ページを御覧ください。

第10条について、国民健康保険法の改正により項ずれが生じたために、第9項を第5項に変更するものでございます。また、現行の被保険者証が令和6年12月2日以降発行されなくなりますので、同条第3項もしくは第4項の規定、納期限から1年以上滞納したもの、もしくは1年未満の滞納した者の世帯主に対して被保険者証の返還を求めて、これに応じない場合の罰則については、今回削除するものでございます。

施行期日は令和6年12月2日になります。また、施行日前にした行為に対する罰則、また、施行後についても有効期限が残った被保険者証に対する、この返還については、なお従前の例によるものと規定しておるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 幾つかお尋ねをいたします。

今回の改正についてですけれども、この文面のところの改正、保険条例の一部改正というところですけど、文面のところをまず1点、確認したいと思います。

滞納した場合、1か月でも滞納したら、従前の罰則は保険証の返還を促した上で、10万円の過料となっておりますけれども、その保険証の返還の項を削除するということが単純に思えば、改正はすぐに過料と読み取れるんですけども、この辺の手続きが、流れがどうなっているのか、ちょっと確認をしたいと思います。これが1点目です。

それから、今回、国民健康保険ですので、うきは市が保険者になります。滞納世帯への保険証の返還と併せて、この間、行われている短期被保険者証を出していた仕組みが廃止されることに

なります。短期、そういう意味で滞納の発生している、長期じゃなくて短期についての納税相談関係の対応については、変更あるのかどうか確認をしたいと思います。

それから、提案は、改正マイナンバー法改正に基づくものだろうと思うんですけども、実際に、うきは市で条例を改正するのは、この条例だけということなんだろうと思うんですけども、規則や要綱等、議会の承認を必要としない法規や内規等で改正するものがあれば、具体的な名称と本数、数、何本あるのか教えていただきたいというふうに思います。

それから、4点目、このマイナンバーカードの、うきは市の状況、国民健康保険に加入している方ですけども、うきは市全体では、4分の1はマイナンバーにかたっていない方がおられます。マイナンバーに運用しているのが74%だというふうに聞いてましたので、26%ほどはマイナンバーを持っていないということがそもそもあります。そのうち、国民健康保険ですけども、6,500人弱ぐらいいると思うんですけども、マイナ保険証への利用登録者数は4,000人ちょっとぐらいだろうと、前回6月に聞いたときに、そういう確認でしたけれども、2,400人ほどが登録されていない。

さっき後期高齢のところでも言ったような話と似たような話ですけども、これを上位法が改正されたので、一方的に廃止するというのが適切なのか。判断した理由を改めてお尋ねしたいと思います。

まず、取りあえず4点です。

○議長（江藤 芳光君） 山崎市民生活課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 最初の部分ですね。この文言自体はですね、第5項については、このまま残ると感じるなので、虚偽の資格取得とか喪失に関する罰則が残るという形になります。今までは、1年以上滞納した人については保険証の返還を求めるものとする。また、納期限から1年未満の人については求めることができるという形になっておりますので、実際は、短期被保険者証の運用は6か月以上滞納した人に、そういった形でしているものでございます。

実際、今回、これ以降、短期被保険者証がなくなるわけなんですけれども、今までのほかの市税と同じように、納付の相談といいますか、交渉は行っておりますので、それと同じような形で、今後はしていくという形になっていくものと考えております。

それから、要綱なんですけれども、うちのほうではですね。まずは、その滞納の要綱がございまして。ちょっと今、要綱の名称まで把握しておりませんが、滞納した場合の要綱等がございまして、そういった関係で幾つか、要綱、規則の変更は出てくるものと考えておりますので、それは12月2日前までには、うちの市のほうで決裁を取って変更していきたいというふうに考えております。

あと、マイナ保険証自体の関係なんですけれども、先ほどの後期高齢者と同じ感じなんですけ

れども、これにつきましては、やはり国からのそういった法がありますので、それにのっかって、今、被保険者証の更新とかの場合には、こういったふうになりますよとかお知らせを行っておりますし、また、広報うきはとかホームページとかでも、そういった周知啓発は行っていきたいと思いますので、皆さんからですね、不安が生じないような形では、今後やっていきたいというふうに考えております。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） そしたら、今の回答についてですけど、まず1つ、納税相談についてですけど、たしか前に聞いたときには、いろんな滞納があるわけですけども、種類別にカウントしていないでしょ、今、たしか。件数を把握してませんよね、たしか、納税相談の件数、してますかね。だとすれば、例えば、国保の件に関わることなので、国保で納税相談は年間どのくらいありますか。ちょっと確認をさせてください。それは後でいい。1つ目。

それから、2つ目はですね、規則・要綱関係については、全員協議会に1回提出してください。何と何を位置づけで変更するのかということ報告してください、改正する前に、書き直す前に。

それから、もう一つ、マイナンバーの周知についてですけども、広報うきはで、プラス思考の話、健康保険証で自分の履歴がきちんと分かって、受診することによって何ぼか安くなるよとかという話、いずれにしても、マイナ保険証そのものは病院にかかると、必ず何十円か取られるんですね、電子化のために。それが今加算されてるの、皆さん御存じだと思いますけど、実は、逆にかかっているんですね。実際はそうなんです。

なので、利点だけじゃなくて、Q&Aみたいなものをやっぱりきちんとホームページにお示ししていただきたいと思います。12月2日施行までにリスク、それぞれのリスクについて分かるようにQA表を。確かに国の標準のところ、もしかしたらマイナのところ、いっぱいウサギが出てきてですね。回答されているのがあるんですけど、あれが結構広過ぎて、さっき電子についていけない人も含めてですね。ちょっと簡易な形で、うきは市の個人にとって大事な点と思われるものをやっぱりリストアップしたり、あるいは飛ばしたりということも含めて、ぜひ工夫をしていただきたいというふうに思います。

それから、1点だけ、国保のところもそれで考えると、ゼロ歳児と1歳児のところ、それから、ちょっと低い60%台のところは20代、特に二十四、五歳ぐらいまでのところが低いんですね。平均的には、全体は62%ぐらいのマイナ登録になってると思いますけども、その中でもマイナンバーそのものを持っていない方とていうのがゼロ歳児、それから1歳児、それから二十歳代のところ、20代ちょっと後半のところは60%台前半といったところも見受けられます。そういう意味でもピンポイントに、そういった方々へのマイナ保険の登録、特に子供は緊急性の高いところもありますので、対応をぜひお願いしたいと改めて思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 大石税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） 私からは一番最初の御質問、納税相談の国民健康保険税に係る件数ということでございます。ちょっと申し訳ございません。件数について決算特別委員会の中で過去、お話ししたと思いますが、ここでちょっと御説明いたします。

納税相談は随時行っております。御報告しておいた件数というのは、相談した上で分割納税誓約書を新たに、もしくは更新して徴収した件数だと思っております。令和5年度に徴収した件数は把握できますが、うちは国保税だけ、市民税だけというような取扱いはしておりませんので、一旦持ち帰りまして、それから国保税の滞納相談、納税計画、誓約書の件数を後で御報告したいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 変更するに当たる規約の件数とかについては、また後日、全協なりで報告したいというふうに考えております。また、広報につきましては、分かりやすい工夫をとという形で捉えておりますので、それについては国とかのまとめたサイトがあれば、そのリンクを貼るとかで、分かりやすいのをちょっと今後検討していきたいというふうに思います。

また、ゼロ歳児、1歳児につきましては今度、顔写真のないマイナンバーとかですね。いろいろとそういったもので早期に発行できるようなシステムも今、国のほうでできておりますので、そういった形で発行はできていくものと思っておりますけれども、それが、やはり少し時間がかかりますので、そこは資格確認書というのをうまく使いながら、実際に病院にかかれないというようなことがないような形では、運営を行っていききたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 最後にちょっと確認だけお願いしたいと思っております。

マイナ保険証で、うきは市管内でですね、確認ができた、確認できていない件数というのは把握、常時把握しているんですか。わざわざ照会しなければ把握しないのか。今、その監視体制という言い方は失礼だと思うんですけれども、要するに被保険者がマイナ保険証で受診できなかった事例というのは、常時管理できてるのかどうかと、そこを最終的に確認したいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） システムの関係でですね、少しタイムラグがあつてですね。データがうまく反映していないとかいうので数件あつてはございますけれども、今のところは、医療ができないとかそういったものにはつながっていないというふうには思っております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。なしでよろしゅうございますね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第50号につきましては委員会付託を省略したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございませんか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 改めて反対討論をさせていただきます。

うきは市が保険者として運営する国民健康保険条例の一部改正、改めて改正マイナ保険ナンバー法の改正に基づいて期限ありきで改正するものであります。一方的な保険証廃止に反対いたします。

うきは市の今国民健康保険に加入する被保険者の中で、マイナ保険の利用登録は約62%であります。市民の誰もが医療機関で公的保険を、よりよい医療が受けられるフリーアクセスとして位置づけられるものでありますけれども、先ほど山崎課長からの答弁でもありますけれども、常時は監視してないけれども、タイムラグなど等含めて住所変更などを行った場合に、ずれが生じる。現実に起きている事実だと思えます。

今必要なのは、うきは市国民健康保険被保険者の28%、2,400人ぐらいの登録ができていないことへのフォローアップ、これを抜きにして12月2日を迎えてはならないと私は思います。

私、先ほども言いましたけれども、医療DX化の推進自体を反対するものではないんです。ただ、法律の立てつけが全然違うということだけを御理解いただきたいです。マイナンバー法という法律の立てつけと、国民健康保険法に基づく医療保険、社会保障制度の立てつけとは全く違うんです。そのことを無視して一方的にするのは、非常に強引過ぎるというふうに私は思います。不安解消まで、改めて現行保険証を継続して使えるよう、うきは市に求めて、反対討論といたします。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 次に、賛成討論がございますか。7番、野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

反対討論の意見につきましては、言わんとすることは重々理解しているつもりであります。ただですね、やはりもう上位法が既に12月2日というところの部分で改定がなされておると。こ

れをですね、うちだけが反対して、そして、今言われた28%の、そこをどうするのかという問題、これやっても、じゃ、それが解決するのかということになってきますと、解決はしないと思います。むしろ、この法律改正をしないと、うちのほうの条例も改正をしていかないことには、運営が非常に困難になってくると。今の執行部のほうで、先ほどの後期高齢者の問題でも同じですけど、運営していくためには、やっぱりきちんと上位法にのっとったところに合わせて、変えるところは変えていく。そして、その中で問題がある部分、これをどういうふう to 今後対処していくのか。先ほどから反対者のほうから出されているような問題、こういった部分の対処の仕方というのは、これはまた別の問題として対処していくべきではないかなというふうに思います。

だから、この条例を今日この場で否決して、じゃそれが解決につながるのかということになってきますと、むしろ混乱を招くのではないかなというふうに私は思いますので、これは本来、法の在り方からいってですね、一方的に、先ほど反対者が言われましたように、医療法とマイナンバーカードの問題、これをごっちゃにしたということ自体は、非常に不満があるわけではありますけど、これをうちだけで解決できるような問題ではありませんので、ここは、やはり執行部が今後運営をしていきやすいような体制、法の改正、これをやるべきではないかなというふうに思いますので、そういった意味で賛成させていただきます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 次に、反対討論ございますか。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） この会場におられる方たちは、ほぼ社会保険や国民健康保険に今継続してかたられていると思いますので、なかなか国民健康保険の問題点が分からないのかもしれませんが、やはり上位法が変わったから各自治体がそれに従うというのは、先ほども言いましたように、やはり地方自治の趣旨に反するのではないかなというふうに思っております。

12月2日までの間に、いろんな問題点を解決すべく取り組んでいくこと自体のほうが、市民一人一人の健康を守ることにつながるのではないかと考え、この議案について反対いたします。

○議長（江藤 芳光君） 次に、賛成の討論者はいらっしゃいますか。4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 私は賛成いたします。日本は今、非常に経済大国から陥落、3位から転落しまして、4位以下になったというような状況の中で、今何が求められているかというのは、やはり世界の中でも最先端をですね、行くようになった、いろんな情報デジタル化といいますか、そういう中で日本がいろんな面で今、立ち後れてきていると。そういう意味では、しっかり、いいものはいいいということで継続をしていかなければ、そしてまた、新しいものをどんどん開拓していかなければですね。日本がそのうち非常に遅れてしまうというような状況がございます。そういう意味では、やはり国民健康保険というのは大変な大きな日本国の、私たちは利益を共有しておるわけでありまして、こういう制度をしっかり守って、そして少しでもよりよい

ものにですね、していかなければならないという、やはり役割もあると思いますので、しっかりと推進していくためにも、こういった問題を乗り越えて、取り組んでいかなければならないと思いますので、賛成をしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 次に、反対の討論、いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 反対討論なし。

次に、賛成討論をなさりたい方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、討論はここで終わらせていただいて、討論なしと認めさせていただきますと思います。

それでは、以上で討論を終わります。討論なしと認めます。

採決をいたします。本案は、起立により採決をいたします。本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（江藤 芳光君） お座りください。起立多数です。したがって、議案第50号は可決することに決しました。

日程第24. 請願の委員会付託

○議長（江藤 芳光君） それでは、日程第24、請願の委員会付託を行います。

今まで受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり、会議規則第86条の規定によって所管の委員会に付託をいたします。

○議長（江藤 芳光君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

連絡します。明日9月7日から9月8日までは休会とし、9月9日本会議を開き、一般質問を行います。

以上でございます。

本日はこれで散会します。

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。

午後2時41分散会
